

第 2．総合戦略以外の事業

39. 延長保育事業

1. 事業の概要

(1) 担当部課

こどもみらい部 こどもみらい課

(2) 事業の目的

保護者の就労形態の多様化に対応し、延長保育事業を実施することで、安心して子育てができる環境を整備し、もって、児童の福祉の向上を図る。

(3) 事業の内容

保護者の就労形態の多様化, 通勤時間の増加等に伴い高まっている保育時間の延長に対する需要に応じるため保護者の勤務時間及び通勤時間との関係で定刻までの迎えが難しい園児たちに対して、通常の保育時間を超えて保育を実施する保育施設に対し、延長保育に要した費用の一部を補助する。

なお、本事業の対象は、認可保育所、認定こども園、小規模保育事業所及び事業所内保育事業所である。

2. 那覇市まち・ひと・しごと創生総合戦略上の位置付け

該当無し。

3. 那覇市総合計画上の位置付け

『施策 21 すべてのこどものそれぞれの時期に適した居場所のあるまちをつくる』における事業に位置付けられている。

4. 関連する主な事業計画

(那覇市まち・ひと・しごと創生総合戦略及び那覇市総合計画を除く)

子ども・子育て支援事業計画

5. 事業実施期間

平成3年度からの継続事業

6. 事業の実施形態

本事業は、保育施設に対し、延長保育に要した費用の一部を補助する事業である。

財源は、国庫支出金及び県支出金（いずれも子ども・子育て支援交付金）に加え、市の一

般財源も利用している。負担割合は、国：1/3、県：1/3、市：1/3 となっている。

7. 事業費の予算額及び執行額

(1) 予算額及び執行額

(単位：千円)

	令和元年度	令和2年度	(参考) 令和3年度
予算額	107,360	117,000	94,250
国庫支出金	35,786	39,000	31,416
県支出金	35,786	39,000	31,416
うち、ソフト交付金	—	—	—
一般財源	35,788	39,000	31,418
その他	—	—	—
予算執行額	84,987	70,889	—
予算執行率	79.2%	60.6%	—

(2) 令和2年度予算執行額の内訳

(単位：千円)

節（予算科目）	金額	主な内容
負担金、補助及び交付金	70,889	補助金給付額

8. 事業の成果指標

指標	目標値	実績値
延長保育を利用した児童数	5,244 人	4,815 人
延長保育を実施した施設数	126 箇所	122 箇所

9. 監査結果及び意見

(1) 成果指標

本事業の成果指標は8.に記載のとおり、延長保育を利用した児童数及び延長保育を実施した施設数となっている。本事業の目的が、延長保育事業を実施することで安心して子育てができる環境を整備すること、であることを踏まえると、現状の成果指標は合理的である。

（２） PDCA サイクル

① 効果検証（C）

８．に記載のとおり、延長保育を利用した児童数及び延長保育を実施した施設数は、いずれも実績値が目標値を下回っていた。これは、コロナウイルスの流行に伴う緊急事態宣言等の期間においては、家庭内保育の実施により延長保育の需要が減ったことが要因である。特段指摘すべき点は発見されなかった

② 改善（A）

９．（２）①に記載のとおり、令和２年度における目標値と実績値の差異理由は、コロナウイルスの影響によるものであり、やむを得ない。

<意見①>市民のニーズを踏まえた事業の構築

既述のとおり、成果指標に基づく PDCA サイクルの実施の観点からは特段指摘すべき点は発見されなかったが、延長保育に係る市民の需要に 100%応えられているかどうか、という観点からも改善活動を実施することを検討されたい。具体的には、以下のような作業が考えられる。

- ・ 保育施設への聞き取り等により、保護者から延長保育に関する希望を受けたが、保育士不足等、施設側の受入体制不足により、延長保育を断った人数を把握する。（潜在的な延長保育ニーズ量の把握）
- ・ 施設側の受入体制が不足している要因を聞き取り調査し、市が実施している補助事業の提案を含め、施設側の受入体制充実を目指す。
- ・ 最終的に、延長保育を希望する保護者の全てが延長保育を利用できる状況を目指す。

（３） 予算の積算・執行

① 予算の積算

令和２年度における歳出予算内示書を査閲したところ、特段指摘すべき点は発見されなかった。

② 予算の執行

９．（４）参照のこと。

なお、令和２年度における予算執行率は 60.6%と低い水準に留まっているが、これはコロナウイルスの流行に伴う緊急事態宣言等の期間において、家庭内保育の実施により延長保育の需要が減ったことが要因である。

(4) 補助金

① 交付目的

1. (2) に記載のとおり。

② 申請、決定、交付の手続

那覇市延長保育事業補助金に係る補助金交付申請書、補助金交付決定通知書、補助事業実績報告書、補助金交付確定通知書を閲覧した。

<指摘①>対象となる児童が補助金交付条件を満たすかどうかの確認が不十分

延長保育事業実施要綱（厚生労働省雇用均等・児童家庭局長）3.によれば、本事業の対象となるのは、「子ども・子育て支援法第19条第1項第2号又は第3号の支給要件を満たし、同法第20条第1項により市町村の認定を受けた児童」であるとされている。

しかしながら、補助金申請時及び補助金事業実績報告時において、市は延長保育を利用する児童が当該支給要件を満たしているかどうかを確認していなかった。

子ども・子育て支援法第20条第1項の認定を行うのは市であるため、延長保育利用児童名簿を保育施設から入手すれば、当該児童が子ども・子育て支援法第20条第1項第2号又は第3号の認定が得られた児童であるかどうかは検証できる。今後は補助金の支給要件を満たしているかどうかについて確認が必要である。

【子ども・子育て支援法より抜粋】

(支給要件)

第十九条 子どものための教育・保育給付は、次に掲げる小学校就学前子どもの保護者に対し、その小学校就学前子どもの第二十七条第一項に規定する特定教育・保育、第二十八条第一項第二号に規定する特別利用保育、同項第三号に規定する特別利用教育、第二十九条第一項に規定する特定地域型保育又は第三十条第一項第四号に規定する特例保育の利用について行う。

一 満三歳以上の小学校就学前子ども（次号に掲げる小学校就学前子どもに該当するものを除く。）

二 満三歳以上の小学校就学前子どもであって、保護者の労働又は疾病その他の内閣府令で定める事由により家庭において必要な保育を受けることが困難であるもの

三 満三歳未満の小学校就学前子どもであって、前号の内閣府令で定める事由により家庭において必要な保育を受けることが困難であるもの

(市町村の認定等)

第二十条 前条第一項各号に掲げる小学校就学前子どもの保護者は、子どものための教育・保育給付を受けようとするときは、内閣府令で定めるところにより、市町村に対し、

その小学校就学前子どもごとに、子どものための教育・保育給付を受ける資格を有すること及びその該当する同項各号に掲げる小学校就学前子どもの区分についての認定を申請し、その認定を受けなければならない。

2 前項の認定は、小学校就学前子どもの保護者の居住地の市町村が行うものとする。ただし、小学校就学前子どもの保護者が居住地を有しないとき、又は明らかでないときは、その小学校就学前子どもの保護者の現在地の市町村が行うものとする。

※下線は監査人による。

<意見②>保育士配置人数の確認が不十分

延長保育事業実施要綱4. ③によれば、延長保育実施時の保育士配置人数が要件として定められている。例えば、民間保育所等においては、基準配置数（乳児おおむね3人につき1名以上、満1歳以上満3歳に満たない幼児おおむね6人につき1名以上、満3歳以上満4歳に満たない幼児おおむね20人につき1名以上、満4歳以上の幼児おおむね30人につき1名以上）を確保するとともに、保育士の数を2名以上確保することが求められている。

この点、市は保育施設に対する指導監査において、延長保育実施時に確実に2名以上の職員を配置するよう指導していることをもって、上記要件を満たしていると判断している。

しかしながら、指導監査においては、2名以上の職員を配置するよう指導しているものの、実際に2名以上の職員を配置しているかどうかの確認が行われていないため、要件充足の確認が不十分である。

しがたって、指導監査時又は本事業における事業実績報告書の検査時において、保育施設が実際に2名以上の職員を配置しているかどうかの検証の実施を検討されたい。具体的には、例えば延長保育実施時間帯における担当保育士の勤務割表や当該保育士の勤務時間が記録されたタイムカード等をサンプルで検証するという方法が考えられる。

③ 補助金の交付時期

特段指摘すべき点は発見されなかった。

④ 事業実施後の実績報告

<意見③>延長保育時間の集計誤りを防止するための施策について

子ども・子育て支援交付金交付要綱（内閣総理大臣）の別紙において、本事業の補助金基準額が定められている。例えば、「1. 一般型 （2）保育標準時間認定 ア. 保育所及び認定こども園」の補助金基準額（年額）は以下のとおりとなっている。

延長時間区分	基準額（年額）
30分	300,000円

1 時間	1, 544, 000 円
2 ～ 3 時間	2, 460, 000 円
4 ～ 5 時間	5, 176, 000 円
6 時間以上	6, 077, 000 円

このように、延長時間の区分毎に補助金基準額が異なることになる。

次に、延長時間区分に関しては、延長保育事業実施要綱 4. ④において実施要件が定められており、例えば、標準時間認定の場合は、以下のとおりとなっている。

(ア) 1 時間延長

開所時間を超えて 1 時間以上の延長保育を実施しており、延長時間内の 1 日当たり平均対象児童数が 6 人以上いること。

(イ) 2 時間延長

開所時間を超えて 2 時間以上の延長保育を実施しており、延長時間内の平均対象児童数が 3 人以上いること。

(ウ) 3 時間以上の延長

(イ) と同様 1 時間毎に区分した延長時間以上の延長保育を実施しており、延長時間内の平均対象児童数が 3 人以上いること。

(エ) 30 分延長

上記 (ア) ～ (ウ) に該当しないもので、開所時間を超えて 30 分以上の延長保育を実施しており、延長時間内の平均対象児童数が 1 人以上いること。

以上のとおり、延長時間区分毎に補助金基準額が異なるため、延長時間区分をどの区分とするかについては、本事業において重要な点であると言える。

ここで、延長時間区分の判定において、市は保育施設が作成した日別の延長保育利用児童数一覧表(※)の内容が正しいとの前提で判定を実施しているが、現状の市の方法では、保育施設が作成する延長保育利用児童数一覧表が誤って作成されたり、不正に改ざんされたりしたとしても、気付かずに補助金給付手続が行われてしまうリスクがある。

※延長保育利用児童数一覧表の雛型

令和2年度 延長保育利用状況表

通常保育時間 ~
延長保育時間 ~

注)月～土曜日の全てにおいて延長保育を実施する必要があります。
※原則、標準時間認定児童の延長保育利用児童数を記載すること。
※短時間認定児童が通常保育時間(11時間)を超えての延長保育利用した場合には、利用数に含めること。
※コロナ登園自粛による利用児童数の減少を考慮して、別シート「コロナ自粛期間に係る対応について」の通り対応いたしますのでご確認ください。



令和2年度

月	日	週	曜日	延長開始時刻から1分～30分の間に利用した児童数	延長開始時刻から31分～1時間の間に利用した児童数	延長開始時刻から1時間31分～2時間の間に利用した児童数	延長開始時刻から2時間31分～3時間の間に利用した児童数	延長開始時刻から3時間31分～4時間の間に利用した児童数	合計	各週において1分～30分に利用した人数が一番多い日の利用人数	各週において31分～1時間30分に利用した人数が一番多い日の利用人数	各週において1時間31分～2時間30分に利用した人数が一番多い日の利用人数	各週において2時間31分～3時間30分に利用した人数が一番多い日の利用人数	各週において3時間31分～4時間30分に利用した人数が一番多い日の利用人数	コロナ自粛期間	保育内容	おやつ
4月	1	第1週目	水						0								
	2		木						0								
	3		金						0	0	0	0	0				
	4		土						0								
	5		日						0								
	6	第2週目	月						0								
	7		火						0								
	8		水						0								
	9		木						0	0	0	0	0				
	10		金						0								
	11	第3週目	土						0								
	12		日						0								
	13		月						0								
	14		火						0								
	15		水						0								
	16	第4週目	木						0	0	0	0	0	0			
	17		金						0								
	18		土						0								
	19		日						0								
	20		月						0								
	21	第5週目	火						0								
	22		水						0								
	23		木						0	0	0	0	0	0			
	24		金						0								
	25		土						0								
	26	第6週目	日						0								
	27		月						0								
	28		火						0	0	0	0	0	0			
	29		水						0								
	30		木						0								
3月	1	第49週目	月						0								
	2		火						0								
	3		水						0								
	4		木						0	0	0	0	0	0			
	5		金						0								
	6	第50週目	土						0								
	7		日						0								
	8		月						0								
	9		火						0								
	10		水						0								
	11	第51週目	木						0	0	0	0	0	0			
	12		金						0								
	13		土						0								
	14		日						0								
	15		月						0								
	16	第52週目	火						0								
	17		水						0								
	18		木						0	0	0	0	0	0			
	19		金						0								
	20		土						0								
	21	第53週目	日						0								
	22		月						0								
	23		火						0								
	24		水						0	0	0	0	0	0			
	25		木						0								
	26	第54週目	金						0								
	27		土						0								
	28		日						0								
	29		月						0								
	30		火						0	0	0	0	0	0			
	31	水						0									
				延べ児童数(30分証)	延べ児童数(1時間証)	延べ児童数(2時間証)	延べ児童数(3時間証)	延べ児童数(4時間証)	延べ利用児童総数	平均対象児童数(30分証)	平均対象児童数(1時間証)	平均対象児童数(2時間証)	平均対象児童数(3時間証)	平均対象児童数(4時間証)	延長保育利用通		
				0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	53		

このようなリスクを低減させるために、例えば、以下のような対応を検討されたい。

- ・ 延長保育利用児童数一覧表を正しく作成するために、次のような体制を構築することを保育施設側へ指導する。
 1. 延長時間毎の児童数のカウント及び記録はなるべく2名以上で実施することでカウント誤りを防ぐ。
 2. 児童数の記録簿にカウントした保育士が署名することで、後日記録簿が改ざんされることを防ぐ。
- ・ 補助金検査時又は保育施設への指導監査時に、市に提出された延長保育利用児童数一覧表が正しく作成されていることを確かめるために、保育施設内に備え置かれた延長時間児童数の記録簿と一致していることを確認する。

＜指摘②＞検査内容が不十分

補助金の給付を受ける保育施設は、事業実施後に市に対して実績報告書を提出することで補助対象経費内容を通知する。市は実績報告書を受領すると、補助対象経費が適切に報告されているかどうかの検査を実施しているが、現状、補助対象経費については、費目毎の金額集計資料等を入手しているだけで、それ以上の検査手続を実施していない。

現状の検査方法では、費目毎の金額集計資料が誤って作成されたり、不正に改ざんされたりしたとしても、補助対象経費の誤りに気付かず、検査内容として不十分であり、那覇市補助金等交付規則第13条に基づく実績報告に対する調査義務を十分に果たしたとは言えない。

したがって、例えば以下のような検査手続を追加することを検討されたい。

1. 保育士の人件費（時給×延長保育時間×延長保育実施回数で算定）
 - ・ 時給相当金額が正しく算定されているかどうかについて、給与計算台帳等を閲覧して確認する。
 - ・ 延長保育実施回数について、タイムカードや勤務割表等を閲覧して確認する。
2. 光熱水費
 - ・ 計上額について、領収書等を閲覧する。
 - ・ 何らかの按分基準により延長保育時の光熱水費を算定している場合、按分基準が合理的であるかどうかについて保育施設へ質問する。

なお、本事業における補助金給付対象の保育施設は122箇所（令和2年度）と多いことから、担当課の人的リソースの関係上、全ての施設に対して上記のような追加の検査手続を実施することは難しい可能性もあるが、その場合には、以下のような方法を取ることも考えられる。市の人的リソースは限られるが、検査の方法を工夫することにより、効果的かつ効率的に検査を実施されたい。

- ・ 複数年のローテーションにより、数年に1回の頻度で追加の検査手続を実施する。
- ・ 補助対象経費が多額な施設や、補助対象経費が前年比で増加している施設に対して、追

加の検査手続を実施する。

- ・ 一定期間終了時点（例えば、9月末時点）の補助対象経費について、事業年度中に中間検査を実施しておくことで、事業終了後の確定検査の負担を減らす。
- ・ 「実施すべき検査手続」「検査時に確認すべき資料」「検査時に留意すべきポイント」等を、記載したマニュアルを作成し、誰が検査を実施しても一定の質を保つことができる状態にしておく。

<意見④>補助対象経費の算定根拠が不明確

保育施設からは、補助対象経費のうち、おやつ代が1人当たり50円、教材費が1人当たり50円として報告されているが、当該金額は実費ではなく、市内部の取り決めにより決められた金額である。このような取扱いとしている理由は、延長保育事業に掛かるおやつ代及び教材費の実費のみを区分して算出することは困難であるためとのことであるが、確かに市の説明は納得できる。

しかしながら、1人当たりおやつ代及び教材費を50円とした根拠が無く、金額の合理性が確認できない点は問題である。そこで、何らかの方法で1人当たりおやつ代及び教材費を算定し、根拠のある金額を使用すべきである。具体的には、例えば以下のような方法が考えられる。

1. 延長保育時に保育施設で実際に提供されているおやつの内容や使用している教材の内容について、保育施設側へ聞き取り調査することで確認し、その実態を踏まえて1人当たりおやつ代及び教材費を試算する。
2. 保育施設毎に、施設の収支計算書に記載されているおやつ代・教材費の金額を利用し、以下の算定例のような方法により、延長保育時の1人当たりおやつ代・教材費を算定する。その上で、市の全施設の1人当たりおやつ代・教材費平均値を算定する。

※1人当たりおやつ代算定例

(前提)

- ・ 年間おやつ代：200,000円
- ・ 総児童数13人。うち、延長保育利用児童は年間平均3人
- ・ 延長保育を利用しない児童への通常の保育時間が1日当たり7時間。延長保育を利用する児童への平均保育時間が10時間。
- ・ 年間の開園日数は200日。

(算定式)

$$200,000 \text{ 円} \div (10 \text{ 人} \times 7 \text{ 時間} \times 200 \text{ 日} + 3 \text{ 人} \times 10 \text{ 時間} \times 200 \text{ 日}) \times (10 \text{ 時間} - 7 \text{ 時間}) \\ = 30 \text{ 円}$$

以上より、延長保育時の1人当たりおやつ代は30円と算定される。

＜指摘③＞補助金に係る消費税等の仕入税額控除

子ども・子育て支援交付金交付要綱第5条（7）において、「事業完了後に、消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税及び地方消費税仕入控除税額が確定した場合は、別紙様式8により速やかに内閣総理大臣に報告しなければならない」、「内閣総理大臣は報告があった場合には、当該仕入控除税額の全部又は一部を国庫に納付させることがある」と規定されているが、市は補助金を給付した保育施設の運営事業者に対して、補助金に係る消費税等の仕入控除税額が生じたかどうかの確認を行っていない。

保育施設の運営事業者は社会福祉法人等が多いと考えられるが、社会福祉法人であっても、特定収入割合が5%以下となる法人は補助金に係る消費税等の仕入控除税額が発生する可能性があるため、事実確認が必要となる。

したがって、事業者における消費税等の仕入控除税額の発生の有無について、漏れなく正確に把握するためには、補助金に係る消費税等の仕入控除税額が0円となった法人も含めて、報告書の提出を求めることを検討されたい。

なお、補助金に係る消費税等の仕入控除税額について事業者から返還を求める必要がある点については、他の補助金給付事業においても生じ得る状況であるため、上記の取扱いについては、本事業単独ではなく、全庁的又は部課統一的に検討するべきであろう。

⑤ 効果測定

9.（2）①を参照のこと。

40. 児童クラブ賃借料補助金

1. 事業の概要

(1) 担当部課

こどもみらい部　こども政策課

(2) 事業の目的

公共施設以外の民間施設を賃借している放課後児童クラブへ賃借料補助金を交付し助成することで、放課後児童健全育成事業の実施とその利用を促進し、児童の健全な育成に資することを目的としている。

(3) 事業の内容

公共施設以外の民間施設を賃借している放課後児童クラブに対し、賃借料補助を行う。補助率は補助対象経費である賃借料の 80%であり、また、補助金額は月額 8 万円を上限とする。

令和 2 年度は、61 施設に対し、合計 54,050 千円の補助金を交付した。

2. 那覇市まち・ひと・しごと創生総合戦略上の位置付け

該当無し。

3. 那覇市総合計画上の位置付け

『施策 21 すべてのこどものそれぞれの時期に適した居場所のあるまちをつくる』における事業に位置付けられている。

4. 関連する主な事業計画

(那覇市まち・ひと・しごと創生総合戦略及び那覇市総合計画を除く)

子ども・子育て支援事業計画

5. 事業実施期間

平成 24 年度からの継続事業

6. 事業の実施形態

本事業では、放課後児童クラブに対して施設賃借料を補助している。

財源は、県支出金（沖縄振興特別推進交付金）及び市の一般財源である。

7. 事業費の予算額及び執行額

(1) 予算額及び執行額

(単位：千円)

	令和元年度	令和2年度	(参考) 令和3年度
予算額	48,057	54,356	58,191
国庫支出金	—	—	—
県支出金	38,445	43,484	46,552
うち、ソフト交付金	38,445	43,484	46,552
一般財源	9,612	10,872	11,639
その他	—	—	—
予算執行額	47,864	54,050	—
予算執行率	99.6%	99.4%	—

(2) 令和2年度予算執行額の内訳

(単位：千円)

節（予算科目）	金額	主な内容
負担金、補助及び交付金	54,050	児童クラブ賃借料補助金の給付

8. 事業の成果指標

(活動指標)

指標	目標値	実績値
補助金を交付する児童クラブ数	61ヶ所	61ヶ所

(成果指標)

指標	目標値	実績値
対象となる児童の保護者へのアンケートで、安心・安全に子どもを預けることができ、育児の負担感が軽減されたと感じたか（80%以上）を含め、アンケートにより本事業のあり方を検証する。	80%	（コロナの影響によりアンケートが実施できなかった）

※ 活動指標及び成果指標は、令和2年度沖縄振興特別推進交付金事業検証シートに記載されている。

9. 監査結果及び意見

(1) 成果指標

本事業の成果指標は8.に記載のとおりである。本事業の目的が、施設賃借料に対して補助金を交付することで放課後児童クラブ利用を促進すること、であることを踏まえると、現状の成果指標の内容には一定の合理性が認められる。しかしながら、以下のような事項が発見された。

なお、8.に記載のとおり、令和2年度はコロナウイルスの影響により、保護者へのアンケートは実施されなかったがやむを得ない。市は、その代替として、事業者へのアンケートを実施し、「保護者の育児負担感が軽減されるため、現行補助が継続して必要であるか」について確認したところ、全事業者が継続して補助が必要であるとの回答が得られたとのことであった。

<意見①>成果目標の数値に合理的な根拠が無い

令和2年度の成果目標は保護者へのアンケートによる満足度 80%と設定しているが、当該数値の算定根拠を質問したところ、「より多くの利用者が満足する状態を目指し 80%と設定した」とのことであったが、より多くの利用者が満足する状態が何故満足度 80%に繋がるのかについては合理的な理由は無かった。

成果目標値が合理的に算定されなければ、成果指標の達成度により事業の成果を測定することができなくなるため、成果目標値は合理的な根拠を持った数値を設定する必要がある。

満足度の目標値を合理的に設定することは難しい面もあるが、例えば過去の実績値を踏まえて算定する方法も考えられる。満足度を成果指標としたのは平成30年度からであるが、平成30年度の満足度は81.6%、令和元年度の満足度は90.8%であり、令和元年度においては目標値よりも大きく上回ったことを踏まえると、今後は80%を超える数値を成果指標として設定することを検討すべきである。

また、保護者からのアンケート回答は、本事業における今後の改善活動に繋がる気づきが記載されていることがあると考えられるため、市は、満足度の達成度に関わらず、アンケート回答を改善活動に反映されたい。

<意見②>成果指標に改善の余地がある

本事業の目的を踏まえると、児童クラブ運営事業者に対して財政支援を行うことで、児童クラブの利用を促進し、最終的に放課後児童クラブに係る待機児童を解消することにあると考えられる。この点、市においても待機児童数の解消を目指すべきという認識は同様であり、毎年待機児童数を把握しているため、成果指標に待機児童数を加えることを検討されたい。

（２） PDCA サイクル

① 効果検証（C）

上記 9.（１）に記載のとおり、成果指標の目標値に合理性が認められないため、事業の効果を適切に検証できない。

また、待機児童数についても成果指標に加えることで、より有効な効果測定が実施されるものと考えられる。

② 改善（A）

上記 9.（１）に記載のとおり、成果指標の目標値に合理性が認められないため、事業の課題抽出や改善活動が十分に実施されているとは言い難い。

また、待機児童数についても成果指標に加えることで、より有効な事業の課題抽出や改善活動が実施されるものと考えられる。

なお、アンケートにより保護者からの意見を聴取し、本事業の在り方を検討する作業が実施されているが、利用者である市民の意見を踏まえた改善活動は非常に有意義であると考えられるため、継続して実施されたい。

（３） 予算の積算・執行

① 予算の積算

令和 2 年度における歳出予算内示書を査閲したところ、特段指摘すべき点は発見されなかった。

② 予算の執行

詳細は 9.（４）を参照。

（４） 補助金

① 交付目的

1.（２）に記載のとおり。

② 申請、決定、交付の手続

那覇市放課後児童健全育成事業補助金に係る補助金交付要綱、補助金交付申請書、補助金交付決定通知書、補助事業実績報告書、補助金交付確定通知書をサンプルで閲覧したところ、特に問題となる事項は発見されなかった。

③ 補助金の交付時期

補助金の交付時期について、特段指摘すべき点は発見されなかった。

④ 事業実施後の実績報告

那覇市放課後児童健全育成事業補助金に係る補助事業実績報告書、補助対象経費に係る根拠資料（賃貸借契約書）及び市の検査調書をサンプルで閲覧したところ特に問題となる事項は発見されなかった。

⑤ 効果測定

9.（2）①に記載のとおり。

41. 待機児童対策特別事業（認可外）

1. 事業の概要

（1）担当部課

こどもみらい部　こどもみらい課

（2）事業の目的

認可外保育施設の保育の質向上、入所している児童の処遇向上、保育施設認可化の促進及び保育に欠ける児童の適切な保護を一体的に実施する。

（3）事業の内容

那覇市待機児童対策特別事業実施要綱に定める要件を満たした認可外保育施設に対して、以下の財政支援を行う。

- ・児童の給食費補助（補助金）
- ・児童の健康診断（委託）
- ・調理師の検便検査（委託）
- ・保育園損害賠償責任保険料補助（補助金）
- ・保育材料等の取得費補助（補助金）
- ・認可外保育施設指導監督基準を満たすための施設修繕費の補助（補助金）

2. 那覇市まち・ひと・しごと創生総合戦略上の位置付け

該当無し。

3. 那覇市総合計画上の位置付け

『施策 21 すべてのこどものそれぞれの時期に適した居場所のあるまちをつくる』における事業に位置付けられている。

4. 関連する主な事業計画

（那覇市まち・ひと・しごと創生総合戦略及び那覇市総合計画を除く）

那覇市子ども・子育て支援事業計画

5. 事業実施期間

平成 25 年度からの継続事業

6. 事業の実施形態

本事業は、認可外保育施設に対して、主に補助金給付により、保育施設に係る費用の一部

を補助する。

財源は、県からの支出金及び市の一般財源であり、負担割合は県が 9/10、市が 1/9 となっている。

7. 事業費の予算額及び執行額

(1) 予算額及び執行額

(単位：千円)

	令和元年度	令和2年度	(参考) 令和3年度
予算額	78,975	71,515	59,687
国庫支出金	—	—	—
県支出金	71,076	64,362	53,717
うち、ソフト交付金	—	—	—
一般財源	7,899	7,153	5,970
その他	—	—	—
予算執行額	59,709	52,374	—
予算執行率	76.0%	73.2%	—

(2) 令和2年度予算執行額の内訳

(単位：千円)

節（予算科目）	金額	主な内容
委託料	4,792	児童の健康診断：4 百万円 調理師の検便検査：0.7 百万円
負担金、補助金及び 交付金	66,723	児童の給食費補助：51 百万円 保育園損害賠償責任保険料補助：0.6 百万円 保育材料等の取得費補助：14 百万円

8. 事業の成果指標

数値目標は設定されていない。

9. 監査結果及び意見

(1) 成果指標

<意見①>成果指標が設定されていない

8. に記載のとおり、本事業の成果指標は設定されていない。成果指標が設定されていないと、『事業の効果測定』や『事業実施上の課題抽出・次年度以降の改善』といった、いわ

ゆる PDCA サイクルを適切に実施することが難しい。事業を効果的かつ効率的に実施するには、PDCA サイクルの実施が必要になるため、適切な成果指標を設定する必要がある。

例えば、本事業に類似する事業として、沖縄県が実施する「待機児童対策特別事業」があるが、沖縄県の待機児童対策特別事業においては、『全認可外保育施設のうち、補助を実施する施設の割合』、『保育の質の向上に関する満足度（アンケートにより聴取）』、『指導監督基準達成施設数』等が成果指標として設定されており、参考にされたい。

（「令和 2 年度沖縄振興特別推進交付金 沖縄県実施分 事後評価結果総括表」（沖縄県ウェブサイト）を参照）

（２） PDCA サイクル

① 効果検証（C）

9.（１）に記載のとおり、成果指標が設定されていないため、事業の効果が適切に評価されているとは言い難い。

② 改善（A）

9.（１）に記載のとおり、成果指標が設定されていないため、事業の課題抽出や改善活動が十分に実施されているとは言い難い。

（３） 予算の積算・執行

① 予算の積算

令和 2 年度における歳出予算内示書を査閲したところ、予算額は過年度の実績額や直近の認可外保育施設の児童数等を参考に算定されており、特段指摘すべき点は発見されなかった。

② 予算の執行

詳細は 9.（４）及び（５）を参照。

<意見②> 予算の効率的な配分について

本事業の予算執行率は、3 年連続して 70%代と十分な執行率とは言えない状況である。（平成 30 年度：75.9%、平成 31 年度：76.0%、令和 2 年度：73.2%）

この理由であるが、担当課の説明によると、当初補助金申請を予定していた保育施設のうち、補助対象経費に係る領収書の紛失により、結果的に補助金を申請しない保育施設が存在すること、などの理由が考えられるとのことであった。本事業は要件を満たした全ての保育施設に補助金を給付する事業であるため、補助金支給可能性を踏まえると、予算積算時点においてはある程度多めに予算を確保しておく必要があるため、予算執行率が他の事業と比較して相対的に低くなってしまうことはやむを得ない。

しかしながら、予算執行率が低く、予算執行残高が多額に発生する事業が生じてしまうということは、その分、本来実施できたはずの他の事業の予算が削られているということであり、市における効果的かつ効率的な事業の実施という観点からは望ましくなく、可能な限り予算執行率を上げる努力を行うべきである。

この点、9.（１）に記載したとおり、『全認可外保育施設のうち、補助を実施する施設の割合』を成果指標に設定すると、成果指標達成のために保育施設側への補助金支給を働きかける動きが従来以上に強まることが予想されるため、適切な成果指標の設定は、予算執行率向上にも寄与することになると考えられる。

（４） 補助金

対象：児童の給食費補助、保育園損害賠償責任保険料補助、保育材料等の取得費補助

① 交付目的

1.（２）に記載のとおり。

② 申請、決定、交付の手続

サンプルベースで、各補助金に係る補助金申請書、補助金交付決定通知書、補助事業実績報告書、補助金交付確定通知書を閲覧したところ、特段指摘すべき点は発見されなかった。

③ 補助金の交付時期

概算払いは無く、補助金交付確定通知後に交付されていた。特段指摘すべき点は発見されなかった。

④ 事業実施後の実績報告

<意見③>補助対象経費の根拠資料である領収書の日付が空欄になっている

サンプルベースで、補助事業実績報告書及び添付書類を閲覧したところ、日付欄が空欄となっている領収書が発見された。

日付が記載されていない領収書では、令和２年度における補助対象経費の支出であるかどうかを証明することができないため、領収書には日付を記載するよう保育施設への指導を徹底いただきたい。

<意見④>補助対象経費に係る根拠資料の保管状況について

サンプルベースで、補助事業実績報告書及び添付書類を閲覧したところ、給食費に係る領収書や請求書のコピーが添付資料として保存されていない取引が散見された。担当課によれば、実績報告書を手入れし、検査実施時には原本を確認したが、コピーを取り忘れたためとのことであった。

コピーを取り忘れてしまったことはやむを得ないが、補助対象経費のうち、一部の取引は

領収証コピーを実績報告書の添付資料として保存し、一部の取引は領収証コピーを保存していないという状況は、全体として資料を見た時に印象が悪く、検査を適切に実施しているかどうかについて疑念を抱かせる原因にもなってしまふ。

包括外部監査や市の監査委員による監査を受けた際に、監査人に余計な疑念を抱かせないよう、領収証コピーを保存するか否かの方針を明確にし、保存するのであればコピーの取り忘れの無いように留意されたい。

⑤ 効果測定

9. (2) ①に記載のとおり。

(5) 委託

対象：児童の健康診断、調理師の検便検査

① 委託先選定方法

児童の健康診断業務は1社随意契約で、調理師の検便検査業務は指名競争入札で、それぞれ委託先を選定していた。

<意見⑤>随意契約理由書の記載内容が不十分

児童の健康診断業務のうち、内科健診業務については、市内の開業医師と随意契約を締結しており、令和2年度の委託先医師数は24名であった。

ここで、市は健康診断業務実施事業計画書において、随意契約とする理由について「認可外保育施設指導監督基準の遵守のため、内科健診業務を専門医へ委託する。事業対象施設の全施設が受検するため当課の担当者が医師の受託を調整していく。委託料は令和元年度までの実績単価1,000円を適正とし、地方自治法第167条の2第1項第2号の規定に基づき、随意契約を締結する。」と記載されているが、当該文章の内容では随意契約とする理由の説明にはなっていない。

この点、担当課に随意契約とする理由について追加で質問したところ、委託料が低廉（1件当たり1,000円）であることもあり、市側が頼み込んでようやく医師側に引き受けてもらえる状況であることが理由とのことであった。確かに、1件当たり1,000円は廉価であるため、担当課の説明は納得できる。

このような理由が存在するのであれば、健康診断業務実施事業計画書における随意契約とする理由についても明記すべきである。

② 委託金額の決定方法

委託金額は、見積書等を参考に決定されており、特段指摘すべき点は発見されなかった。

③ 契約

委託契約書等を閲覧したところ、特段指摘すべき点は発見されなかった。

④ 事業実施結果の検査

市は、委託業務終了後に、補助対象となる保育施設から健康診断結果報告書を入手し、委託業務が適切に完了したことを確認している。特段指摘すべき点は発見されなかった。

42. 宇栄原小区児童クラブ活動拠点整備事業

1. 事業の概要

(1) 担当部課

こどもみらい部　こども政策課

(2) 事業の目的

沖縄県放課後児童クラブ支援事業実施要綱及び同事業費補助金交付要綱に基づき、放課後児童クラブの公的施設移行等促進及び環境整備を行うことにより、「沖縄県放課後児童クラブ運営ガイドライン」に基づいた望ましい環境を確保し、放課後児童クラブを利用する児童の健全育成を図ることを目的とする。

(3) 事業の内容

沖縄県放課後児童クラブ支援事業実施要綱及び同事業費補助金交付要綱に基づき、放課後児童クラブの専用施設の整備を行う。補助対象経費は、公的施設活用を促進するために必要な施設整備に要する委託費、工事費または工事請負費である。

具体的には、小学校の敷地内に放課後児童クラブの建物を建築する事業である。

2. 那覇市まち・ひと・しごと創生総合戦略上の位置付け

該当なし。

3. 那覇市総合計画上の位置付け

『施策 21 すべてのこどものそれぞれの時期に適した居場所のあるまちをつくる』における事業に位置付けられている。

4. 関連する主な事業計画

(那覇市まち・ひと・しごと創生総合戦略及び那覇市総合計画を除く)

那覇市子ども・子育て支援事業計画、放課後子ども総合プラン

5. 事業実施期間

平成 30 年度からの継続事業

6. 事業の実施形態

財源は、主に県支出金（沖縄県放課後児童クラブ支援事業補助金）を活用した事業である。

7. 事業費の予算額及び執行額

(1) 予算額及び執行額

(単位：千円)

	令和元年度	令和2年度	(参考) 令和3年度
予算額	3,968	58,398	—
国支出金	—	—	—
県支出金	3,537	52,491	—
うちソフト交付金	—	—	—
一般財源	431	—	—
その他	—	5,907	—
予算執行額	3,966	58,081	—
予算執行率	99.9%	99.5%	—

(注) 令和2年度で事業完了しているため、令和3年度は該当なし

(2) 令和2年度予算執行額の内訳

(単位：千円)

節(予算科目)	金額	主な内容
職員手当等	67	
委託料	1,716	放課後児童クラブ建設にかかる監理委託料
使用料等	3	
工事請負費	56,294	放課後児童クラブ建設にかかる建築工事代
計	58,081	

8. 事業の活動指標・成果指標

(活動指標)

放課後児童クラブの建物の建設

(成果指標)

担当課によれば、大枠では待機児童解消や条例等に基づいた環境整備を行うことを成果指標としているが、詳細な成果指標は設定していないとのことである。

9. 監査結果及び意見

(1) 事業の内容

放課後児童健全育成事業とは、児童福祉法第6条の3第2項の規定に基づき、小学生の保護者が労働等により昼間家庭にいないものに、政令で定める基準に従い、授業の終了後に児

童厚生施設等を利用して、適切な遊びや生活の場を与えて、その健全育成を図る事業であり、那覇市が当該事業を実施することに特段指摘すべき事項はない。

(2) 成果指標

＜意見①＞成果指標が設定されていない

上記 8. に記載の通り、現時点において、詳細な成果指標は設定されていない。成果指標が設定されていないと、『事業の効果測定』や『事業実施上の課題抽出・次年度以降の改善』といった、いわゆる PDCA サイクルを適切に実施することが難しい。

したがって、適切な成果指標を設定する必要がある。本事業の実施が放課後児童クラブの新設により児童クラブ待機児童の解消に資することを踏まえると、「児童クラブの待機児童数」や本事業実施による「放課後児童クラブ定員の増加数」等を成果指標とし、最終的に待機児童の解消を目指すことが考えられる。

(3) PDCA サイクル

① 効果検証 (C)

8. に記載のとおり、成果指標が設定されていないため、事業の効果を適切に評価する仕組みが構築されているとは言い難い。

なお、令和 2 年度は宇栄原小学校児童総数 680 人のうち 157 人が放課後児童クラブを利用していたが（利用率 23.1%）、令和 3 年度は利用率 25.8%（児童総数 659 人のうち、利用者数 170 人）と利用者数、利用率ともに改善されていた。これは老朽化した放課後児童クラブを建て替えたことによる成果とも考えられる。

この点、担当課によれば、本事業の効果として、「定員数が増加したこと」、「利用者数が増加したこと」及び「児童 1 人当たりの施設面積が増加したこと」をあげている。

【令和 2 年度と令和 3 年度の面積比較】

	専用区画	定員 (専用区画÷1.65 m ²)	利用者数	1 人当たり の面積
令和 2 年度	75 m ²	45 人	55 人	1.36 m ²
令和 3 年度	120 m ²	72 人	65 人	1.84 m ²

このように、本事業によって定員及び利用者数が増加しており、一定の効果が認められるものと考えられる。

② 改善 (A)

8. に記載のとおり、成果指標が設定されていないため、事業の課題抽出や改善活動が十分に実施されているとは言い難い。

（４） 予算の積算・執行

① 予算の積算

本事業に係る令和２年度の歳出予算内示書を査閲したところ、児童クラブ建築に関する支出であった。委託料、工事請負費については、９．（５）及び（６）参照のこと。

② 予算の執行

令和２年度の本事業予算が 58,398 千円であったのに対し、予算執行額は 58,082 千円で執行率は 99.5%であった。特段指摘すべき事項はない。

（５） 委託契約（工事監理業務）

① 契約の概要

契約先	有限会社 設計集団閃・設備研究所共同企業体
契約方法（入札、随意契約）	１者随意契約
契約期間	令和元年８月３０日～令和３年１月２９日
委託開始時期（委託通算年数）	令和元年度（通算２年）
予定価格	17,472,400 円
落札率	98.8%
参加者数	１者
予定価格積算方法	沖縄県土木建築部が公表している建築設計業務等積算基準に基づき積算
随意契約理由	地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号（その性質又は目的が競争入札に適しないとき）

② 業者選定方法の妥当性

<指摘①>随意契約の理由が不十分

１者随意契約で業者を選定している。これは、「監理業務は設計内容を熟知している者に行わせることで、随時変化する現場の施工状況に応じ、迅速かつ的確に対応し、確実かつ円滑な施工を確保できる（以上、随意契約理由書より）」ことから、設計業務を行った事業者との１者随意契約としたものである。

しかしながら、実施設計者と工事監理を敢えて別にする方法（第三者監理方式）が存在するにもかかわらず、第三者監理方式の選択肢を十分に検討することなく、設計者を工事監理者として選定してしまっている。設計者と工事監理者を同一とする方法と区分する方法では、それぞれメリット・デメリットが存在するため、必ずしも第三者監理方式を原則的な方

法とする必要は無いかもしれないが、少なくとも第三者監理方式の選択肢を十分に検討せずに、随意契約により設計者を工事監理者として選定すべきではない。随意契約理由書に記載された内容は、工事監理業務全般に当てはまる内容である。したがって、これをもって随意契約の理由とするのは不十分であり、地方自治法施行令 167 条の 2 で定める随意契約が可能な要件を満たしていない可能性がある。

第三者監理方式を原則的な方法としている省庁（国土交通省）や地方公共団体（彦根市、北秋田市）が存在するため、これらの事例や、設計者と工事監理者を同一とする方法と区分する方法のそれぞれのメリット・デメリット等を検討の上、本事業における取扱いのみならず、全庁的に工事監理を委託する場合の取扱いを検討されたい。

③ 積算方法の妥当性

沖縄県土木建築部が公表している「建築設計業務等積算基準」、「設計業務委託等技術者単価について（通知）」に基づき積算している。那覇市は以前より沖縄県が公表している積算基準を採用している。担当者によると県内の市町村はいずれも同基準を使用しているようである。委託料算定書が当該基準に従い適切に算定されていることを確認した。以上より、特段指摘すべき事項はない。

（６）請負工事契約

① 契約の概要

契約先	佐平建設・正吉建設共同企業体
契約方法（入札、随意契約）	制限付一般競争入札
契約期間	令和元年 12 月 2 日～令和 3 年 1 月 29 日
予定価格	471, 240, 000 円
落札率	100%
参加者数	1 者
予定価格積算方法	沖縄県土木建築部が公表している建築工事積算基準に基づき積算

② 業者選定方法の妥当性

制限付一般競争入札方式で業者を選定している。具体的には、主任技術者は一級建築士または一級建築施工管理技士の資格を有することを要件としている。入札参加資格を設定することは地方自治法施行令第 167 条の 5 において、「普通地方公共団体の長は、前条に定めるもののほか、必要があるときは、一般競争入札に参加する者に必要な資格として、あらかじめ、契約の種類及び金額に応じ、工事、製造又は販売等の実績、従業員の数、資本の額そ

の他経営の規模及び状況を要件とする資格を定めることができる」と規定している。今回の入札においても資格要件が必要であると判断し制限付一般競争入札方式を採用しており、特段指摘すべき事項はない。

③ 積算方法の妥当性

沖縄県土木建築部が公表している「建築工事積算基準」、「設計業務委託等技術者単価について（通知）」に基づき積算している。那覇市は以前より沖縄県が公表している積算基準を採用している。担当者によると県内の市町村はいずれも同基準を使用しているようである。工事設計書が当該基準に従い適切に算定されていることを確認した。以上より、特段指摘すべき事項はない。

43. 一時預かり事業（幼稚園型）

1. 事業の概要

（1）担当部課

こどもみらい部 こどもみらい課

（2）事業の目的

私立認定こども園等に通園する園児が、保護者の急用等のために家庭保育ができない場合や核家族化の進行や地域のつながりの希薄化などにより、育児疲れによる保護者の心理的・身体的負担を軽減するための支援が必要とされている。

こうした需要に対応するため、施設において児童を一時的に預かることで、安心して子育てができる環境を整備し、もって児童の福祉の向上を図ることを目的とする。

（3）事業の内容

平成 27 年度からの子ども・子育て支援新制度施行に伴い、地域子ども・子育て支援事業中「一時預かり事業（幼稚園型）」として市町村からの補助（委託）事業に位置づけられた。

教育課程終了後の午後又は長期休業期間中（夏休み等）の一時預かり保育を行う施設に対し補助金を交付する。

【令和 2 年度実績】

実施園 7 園 延べ利用人数 10,136 人（平日）、1,132 人（長期休業日）

2. 那覇市まち・ひと・しごと創生総合戦略上の位置付け

該当無し。

3. 那覇市総合計画上の位置付け

『施策 21 すべてのこどものそれぞれの時期に適した居場所のあるまちをつくる』における事業に位置付けられている。

4. 関連する主な事業計画

（那覇市まち・ひと・しごと創生総合戦略及び那覇市総合計画を除く）

第 2 期 那覇市子ども・子育て支援事業計画

5. 事業実施期間

平成 27 年度からの継続事業。

6. 事業の実施形態

私立幼稚園が実施する午後の預かり保育については、従来、国・県からの私学助成対象であったが、平成 27 年度施行の子ども・子育て支援制度において、地域子ども・子育て支援事業の 13 事業中「一時預かり事業（幼稚園型）」として市町村からの補助（委託）事業に位置づけられた。

財源は、国庫支出金（子ども・子育て支援交付金）、県支出金（子ども・子育て支援交付金）及び市の一般財源であり、負担割合は国・沖縄県・那覇市が各 1/3 ずつとなっている。

7. 事業費の予算額及び執行額

（1） 予算額及び執行額

（単位：千円）

	令和元年度	令和 2 年度	（参考） 令和 3 年度
予算額	4,832	7,697	10,004
国庫支出金	1,610	2,565	3,334
県支出金	1,610	2,565	3,334
うち、ソフト交付金	－	－	－
一般財源	1,612	2,567	3,336
その他	－	－	－
予算執行額	3,767	6,041	－
予算執行率	78.0%	78.5%	－

（2） 令和 2 年度予算執行額の内訳

（単位：千円）

節（予算科目）	金額	主な内容
負担金、補助金及び交付金	6,041	補助金

8. 事業の成果指標

指標	目標値	実績値
利用人数（延べ）	23,790 人	11,268 人

※「第 2 期 那覇市子ども・子育て支援事業計画」では、令和 2 年度の一時預かり実施園数 51 園と想定していたが、当初予算内示では 8 園に修正。

実際は 7 園で実施。1 号認定児の利用人数が少ないこと及び保育士不足等もあり、専任の職員を配置できないことで補助要件に合致せず、自主事業として実施している施設

が多い状況である。

9. 監査結果及び意見

(1) 成果指標

<意見①>成果指標に改善の余地がある

本事業の成果指標である利用人数の目標値は、「第2期 那覇市子ども・子育て支援事業計画」(以下、本計画という。)の中で示されている。具体的には、「那覇市子ども・子育てに関するニーズ調査(就学前及び小学生)」の結果、及び将来人口推計の減少率に基づいて算定した「量の見込み 23,790 人」に対し、「確保の見込み 23,790 人」とニーズを 100%充足する目標値として設定されたものである。

成果指標である「確保の見込み」の設定根拠は、ほぼすべての幼稚園及びこども園において一時預かりに対応していることから、「量の見込み」に対応できるとされている。一方で、平成 30 年度から令和 2 年度の間、実績利用人数は 3,237 人→8,908 人→11,268 人、予算の執行率は 44.1%→78.0%→78.5%と増加傾向であるものの低水準で推移しており、この数値では本事業の成果が得られているとは判断し難い。そもそも成果指標の目標値として妥当かどうか疑念も生ずる。

そこで、より合理的で実態に合った成果指標の目標値設定を講じられたい。

具体的には、一時保育に対する①ニーズの把握(課題)、②ニーズに対して那覇市として提供するサービスのボリューム(課題の解消)について、那覇市が保有する住民データを活用されたい。詳細は、<意見②>で後述する「那覇市子ども・子育てに関するニーズ調査(就学前及び小学生)」に対する意見と重複するため、参照されたい。

<意見②>市民のニーズ調査方法について

那覇市では、本計画(第2期 那覇市子ども・子育て支援事業計画)の策定に先立ち、市民の子育て環境や教育、保育の利用状況についての要望・意見などを把握し、子ども・子育て支援施設の検討に活用することを目的として「那覇市子ども・子育てに関するニーズ調査(就学前及び小学生)」(以下、ニーズ調査という。)を実施し、その集計結果を平成 31 年 3 月に公表している。

このような調査の結果は、子ども・子育て支援関連事業の目標設定に寄与することが期待されるため、ニーズ調査の取り組み自体は評価できる。しかし、調査対象の母集団の設定及びアンケート回収方法については以下のとおり改善されたい。

ロ) 調査対象の母集団の設定根拠について

ニーズ調査の概要は以下のとおりである。

調査対象	配布件数	回収件数	回収率
就学前児童家庭	4,191 件	2,864 件	68.3%
小学生児童家庭	3,273 件	2,399 件	73.3%

一方、集計結果公表より約1年前の平成30年1月末時点における那覇市の年齢層別人口は以下のとおりである。(出典：那覇市ウェブサイト)

年齢層別人口 (平成30年1月末現在)

年齢・地域	那覇市 全体			(所管区域ごと)											
				本庁			真和志			首里			小禄		
	男	女	総数	男	女	総数	男	女	総数	男	女	総数	男	女	総数
0～4歳	8,189	7,862	16,051	2,393	2,275	4,668	2,672	2,562	5,234	1,333	1,297	2,630	1,791	1,728	3,519
5～9歳	8,600	8,338	16,938	2,591	2,504	5,095	2,536	2,578	5,114	1,577	1,498	3,075	1,896	1,758	3,654
10～14歳	8,545	8,188	16,733	2,427	2,381	4,808	2,656	2,510	5,166	1,692	1,593	3,285	1,770	1,704	3,474

年齢層別人口データは、5年齢ずつの階層で集計されている。そこで、簡便的に「1年齢あたりの人数＝年齢層ごとの合計人数÷5」の算式により算定し、ニーズ調査対象である就学前及び小学生の人口を推定したのが以下である。

H30.1末	A	B	C	D=C/5		推定人口
年齢	男	女	総数			
0～4歳	8,189	7,862	16,051	3,210	a	就学前0～6歳 22,826 (a×4)+(b×2)
5～9歳	8,600	8,338	16,938	3,388	b	
10～14歳	8,545	8,188	16,733	3,347	c	小学生7～12歳 20,203 (b×3)+(c×3)

就学前及び小学生の推定人口に対する配布及び回収件数率は以下のとおりである。

	推定人口	配布件数・率	回収件数・率
就学前0～6歳	22,826	4,191 18%	2,864 13%
小学生7～12歳	20,203	3,273 16%	2,399 12%

本件調査は世帯ごとに実施しているため、1世帯当たり就学前ないし小学生が「2人」と仮定した推定世帯数(＝推定人口／2)、及び推定世帯数に対する配布及び回収件数率は以下のとおりである。

	推定世帯数	配布件数・率	回収件数・率
就学前0～6歳	11,413	4,191 37%	2,864 25%
小学生7～12歳	10,101	3,273 32%	2,399 24%

以上のとおり、就学前及び小学生の推定人口に対する回収率は12～13%、推定世帯数に対する回収率も24～25%といずれも低い。また、推定人口に対する配布率は16～18%、推定世帯数に対する配布率は32～37%であり、現状の配布数が調査の母集団として十分な量であるかどうか判断し難い。

そこで、母集団が十分かどうかの判断材料として那覇市が保有する住民データを活用されたい。具体的には、「世帯の家族構成」、「住民税納税額(共働きの有無)」、「保育園児数」、「幼稚園児数」、「在校児童・生徒数」といったデータをビッグデータ化して分析し、就学前及び小学生児童がいる世帯数を推定し、母集団の十分性の根拠とすることを検討されたい。

さらに、当該データ分析は、＜意見①＞で前述した成果指標の合理的な設定にも活用され

たい。つまり、分析結果を事業の成果指標となる「一時保育ニーズに対して那覇市として提供するサービスのボリューム」の設定根拠にすることに加えて、その根拠を補強するものとしてニーズ調査の結果を位置付けることが考えられる。

なお、住民データについては個人情報の特定や悪用されないよう施策を講じて取り扱うべきであることは言うまでもない。

また、回収率（回答率）アップの観点からは、スマートフォンなど ICT を活用した回答方法など、回答者の負担感を削減する方策を取り組まれたい。

（２） PDCA サイクル

① 効果検証（C）

＜意見③＞PDCA が実施されていない

本事業に係る PDCA は実施されていない。

なお、本計画（概要版）において第 1 期計画の評価として以下のとおり言及しているが、PDCA とは言い難い。

- ・ 第 1 期計画期間中における教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の評価としては、半分程度の事業等が目標値を達成している。
- ・ 目標値未達成の事業等については、当初想定したより事業の進捗が見られなかったこと、第 1 期計画期間中に取り組み始めた事業等もあることから、目標値の設定が困難だったことなども要因として挙げられます。

一方で、第 2 期である本計画の推進に関する課題として以下の記述がある。

本計画の達成に向けては、教育・保育、地域子ども・子育て支援事業を担う保育士等の確保が必要不可欠であることから、新規保育士の確保と離職防止に向けて、国県補助事業や本市の単独事業を引き続き実施していくとともに、新卒者の確保や処遇改善につながる新たな事業などの検討も行うこととしました。

（※下線は監査人による。）

本計画推進上の課題として認識している「保育士の確保・離職防止・処遇改善」の解消を成果指標として合理的に設定したうえで事業を立案し、PDCA により改善を図るべきである。

② 改善（A）

＜意見④＞事業の周知活動について

本事業が想定する一時保育のニーズを満たすことは、人口減少・少子化対策の観点から安心して子育てができる環境を整備するうえで不可欠であり、事業の充実と利用拡大を図ることは必要と考えられる。

担当者レベルでは、本事業のような一時預かり事業は、子育て家庭が気軽に利用できるサービスとして需要が高いという認識であり、その点は同意できる。

「11. 一時預かり事業（認可）」でも述べたが、単なる一時的な預り保育のみならず、保護者が互いに悩みを共有したり気軽に相談したりできるような空間の創造と併せて、利用拡大を図るためには、保育士不足の解消もさることながら、より利用しやすいサービス提供方法の工夫に加えて、核家族世帯の増加と地域のつながりが希薄な状況においてはプッシュ型で一時保育サービスの周知を図られたい。

<意見⑤> 保育士以外の多様な専門家の活用

本事業は、緊急・一時的に保育が必要となる児童に対して保育所で保育を実施することに加えて、待機児童の受け皿としても機能している。そのため対応スタッフは基本的に「保育士」としており、令和2年度は保育士確保できなかったことが執行未達（不用）の理由となっている。

しかし、<意見④>で前述のとおり、本事業の意義を「子育て家庭が気軽に利用できるサービス」とするならば、スタッフを「保育士」に限定した結果、本事業で対応しようがない保育士確保ができなかったことで不用が生じるのは妥当ではない。

そこで、保育士以外の多様な専門家人材を活用し、スタッフの勤務シフトを工夫するなど柔軟な事業を立案されたい。

（３） 予算の積算・執行

① 予算の積算

本事業に係る令和2年度の歳出予算内示書を査閲したところ、事業者に対する補助金の積算額については「一時預かり事業実施要綱」、「子ども・子育て支援交付金交付要綱」、「那覇市特別保育事業費補助金等交付要綱」に基づき適切に算定されていた。

② 予算の執行

令和2年度の本事業予算 7,697 千円であったのに対し、予算執行額 6,041 千円となった。保育士不足による不用額が生じている。

補助金の給付は、関連する補助金交付要綱に基づき適切に給付されていた。

（４） 補助金

① 交付目的

この交付金は、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第61条の規定に基づき市町村（特別区を含む。以下同じ。）が策定する市町村子ども・子育て支援事業計画（以下「事業計画」という。）に基づく措置のうち、同法第59条に規定する地域子ども・子育て支援事業に要する経費に充てるため交付することにより、子ども・子育て支援の着実な推進を図ることを目的とする。

② 申請、決定、交付の手続

交付要綱に基づき、適切に実施されていた。

③ 補助金の交付時期

交付要綱に基づき、適切に実施されていた。

④ 事業実施後の実績報告

交付要綱に基づき、適切に実施されていた。

⑤ 効果測定

上記 9. (1)、(2) を参照されたい。

44. 発達支援保育事業（こども園分）

1. 事業の概要

（1）担当部課

こどもみらい部　こどもみらい課

（2）事業の目的

私立認定こども園で、特別な支援が必要な子どもを受け入れる場合に、職員の加配に必要な費用を補助することで、子ども一人一人の状態に応じた適切な教育・保育の機会の拡充を図る。

（3）事業の内容

私立認定こども園で、特別な支援が必要な子どもを受け入れる場合に、職員の加配に必要な費用を補助する。（1号認定児童1人あたり月65,300円の補助）

認定こども園において、2人以上の障がい児を受け入れていることが要件である。

2. 那覇市まち・ひと・しごと創生総合戦略上の位置付け

該当なし。

3. 那覇市総合計画上の位置付け

『施策 21 すべてのこどものそれぞれの時期に適した居場所のあるまちをつくる』における事業に位置付けられている。

4. 関連する主な事業計画

（那覇市まち・ひと・しごと創生総合戦略及び那覇市総合計画を除く）

那覇市子ども・子育て支援事業計画

5. 事業実施期間

平成28年度からの継続事業

6. 事業の実施形態

本事業は、要件を満たした私立認定こども園に対し、職員の加配に必要な費用につき補助金を交付する事業である。

財源の負担割合は国1/3、県1/3、市1/3である。

7. 事業費の予算額及び執行額

(1) 予算額及び執行額

(単位：千円)

	令和元年度	令和2年度	(参考) 令和3年度
予算額	15,672	27,546	21,158
国庫支出金	5,224	9,182	7,052
県支出金	5,224	9,182	7,052
うち、ソフト交付金	—	—	—
一般財源	5,224	9,182	7,054
その他	—	—	—
予算執行額	7,347	24,935	—
予算執行率	47.1%	90.5%	—

(2) 令和2年度予算執行額の内訳

(単位：千円)

節（予算科目）	金額	主な内容
負担金、補助金及び交付金	24,935	補助金

8. 事業の成果指標

指標	目標値	実績値
補助対象となる児童数	26 人	36 人

9. 監査結果及び意見

(1) 成果指標

<意見①>成果指標に改善の余地がある

担当課によると、本事業の成果指標は、「那覇市子ども・子育て支援事業計画」54 頁記載の「確保数」すなわち「補助対象となる児童数」とのことである。本事業内容は、対象児童 1 人あたり月 65,300 円の加配に必要な費用を補助するものであって、私立認定こども園が加配職員を雇用するにあたり費用負担軽減を図るものであるが、本事業により、事業者側が、加配職員数を増やしたり、障がい児の受け入れを増やしたりという動機に直結するものとはいえない。しかしながら、長期的にみると、本事業実施により、加配職員の増加や障がい児受入数の増加に繋がるといえることから、支援事業計画に記載されている成果指標は、長期的な成果指標としては適切である。

もっとも、上記成果指標とは別に、年度ごとの成果指標を設定する必要がある。本事業目的は、職員の加配に必要な費用を補助することで、子ども一人一人の状態に応じた適切な教育・保育の機会の拡充を図るものである。費用補助の実施件数を多くすればするほど、事業目的に役立つといえることから、成果指標は「助成を受けたこども園の件数」とすべきである。さらに、上記成果指標に加えて、「助成割合 100%（要件を満たして助成を希望する園には 100%支給することを目標とする）」を設定すべきである。

（２） PDCA サイクル

① 効果検証（C）

＜意見②＞ 一歩踏み込んだ効果測定の実現性

担当課によると、補助の対象となる児童の目標値が 26 人であることに對し、実績が 36 人であったことから、事業効果が認められたとのことであったが、より踏み込んだ効果の検証を検討されたい。

令和 2 年度は当初補助対象となる 1 号認定児童数を 22 人と見込んでいたが、こども園における発達支援保育事業担当職員の確保が進み、実際には令和 2 年 11 月時点で 35 人（最終的には、36 人）が補助対象となったため、本事業は年度途中で補正予算を組んでいる。これは、市が当初想定していた人数以上に、障がい児を持つ保護者の中でこども園を利用したいと考えていた人が存在したということを示している可能性がある。また、こども園側の発達支援保育事業担当職員の確保が進めば障がい児のこども園入園者が増えるということは、言い方を変えると、こども園側で担当職員の確保がより進めば、36 人以上の利用者となった可能性があるということであり、こども園における十分な量の担当職員の確保が本事業の課題であるとも言える。

市は補助対象児童数が目標値を上回ったことをもって、「こども園における発達支援保育事業担当職員の確保が進んだ」と評価しているが、担当職員が確保された要因として、本事業が関係しているのか分析し、関係していないのであれば、どのような事業展開を行えば、本事業により担当職員の確保が進むのか検討すべきである。その上で、障がい児を持つ保護者でこども園を利用したいと考える人の全てがこども園を利用できるような環境を整えられるように努力されたい。

また、上記 9.（１）のとおり、今後は、年度ごとの「助成を受けたこども園の件数」及び「助成割合 100%」も成果指標とした上で、効果検証を行うべきである。

② 改善（A）

上記 9.（２）①の記載内容を踏まえ、改善提案を行うべきである。

（３） 予算の積算・執行

① 予算の積算

令和２年度の予算内示書の積算額を精査したところ、当初予算について、補助金の単価 63,500 円は「子ども・子育て支援交付金交付要綱」（本事業は、「多様な事業者の参入促進・能力活用事業の認定こども園特別支援教育・保育経費」に該当。）に基づき、見込み人数は過年度実績に基づき適切に算定されていた。

なお、前記のとおり、当初補助対象児童数が見込みでは 22 人であったが、令和２年 11 月時点で 35 人になったため、補正予算が組まれている。

② 予算の執行

令和２年度の本事業予算が 27,546 千円であったのに対し、予算執行額は 24,935 千円となり、2,611 千円は執行残となった。執行残の理由は、補助金の給付残である。

（４） 補助金

① 交付目的

前記 1.（２）と同様である。

② 申請、決定、交付の手続

<意見③>補助金適正化チェックシートが作成されていない

補助金の申請、決定、交付に係る手続に問題があるわけではないが、補助金適正化チェックシート（No. 1）が令和２年度の補助金交付前に作成されていなかった。

「那覇市の補助金に関するガイドライン」によれば補助金適正化チェックシート（No. 1）を作成することが義務付けられており、また、同ガイドラインの運用担当責任部署である企画財務部企画調整課によれば、補助金適正化チェックシート（No. 1）は事業に係る実施計画策定時に作成する運用としているとのことである。

事業担当課としては、上記ルールに基づき、適切に補助金適正化チェックシート（No. 1）を作成する必要がある。

③ 補助金の交付時期

特に問題はみられなかった。

④ 事業実施後の実績報告

特に問題はみられなかった。

⑤ 効果測定

前記 9.（２）①と同様である。

45. 神原小区児童クラブ活動拠点整備事業

1. 事業の概要

(1) 担当部課

こどもみらい部　こども政策課

(2) 事業の目的

沖縄県放課後児童クラブ支援事業実施要綱及び同事業費補助金交付要綱に基づき、放課後児童クラブの公的施設移行等促進及び環境整備を行うことにより、「沖縄県放課後児童クラブ運営ガイドライン」に基づいた望ましい環境を確保し、放課後児童クラブを利用する児童の健全育成を図ることを目的とする。

(3) 事業の内容

沖縄県放課後児童クラブ支援事業実施要綱及び同事業費補助金交付要綱に基づき、放課後児童クラブの専用施設の整備を行う。補助対象経費は、公的施設活用を促進するために必要な施設整備に要する委託費、工事費または工事請負費。

具体的には、小学校の敷地内に放課後児童クラブの建物を建築する事業である。

2. 那覇市まち・ひと・しごと創生総合戦略上の位置付け

該当なし。

3. 那覇市総合計画上の位置付け

『施策 21 すべてのこどものそれぞれの時期に適した居場所のあるまちをつくる』における事業に位置付けられている。

4. 関連する主な事業計画

(那覇市まち・ひと・しごと創生総合戦略及び那覇市総合計画を除く)

那覇市子ども・子育て支援事業計画、放課後子ども総合プラン

5. 事業実施期間

平成 30 年度からの継続事業

6. 事業の実施形態

財源は、主に県支出金（沖縄県放課後児童クラブ支援事業補助金）を活用した事業である。

7. 事業費の予算額及び執行額

(1) 予算額及び執行額

(単位：千円)

	令和元年度	令和2年度	(参考) 令和3年度
予算額	3,704	52,462	—
国支出金	—	—	—
県支出金	3,300	47,148	—
うちソフト交付金	—	—	—
一般財源	404	1,226	—
その他	—	4,008	—
予算執行額	3,702	51,292	—
予算執行率	99.9%	97.8%	—

(注) 令和2年度で事業完了しているため、令和3年度は該当なし

(2) 令和2年度予算執行額の内訳

(単位：千円)

節(予算科目)	金額	主な内容
職員手当等	67	
委託料	1,676	児童クラブ建設にかかる実施設計委託料
使用料等	3	
工事請負費	49,544	児童クラブ建設にかかる建築工事代
計	51,291	

8. 事業の活動指標・成果指標

(活動指標)

放課後児童クラブの建物の建設

(成果指標)

担当課によれば、大枠では待機児童解消や条例等に基づいた環境整備を行うことを成果指標としているが、詳細な成果指標は設定していないとのことである。

9. 監査結果及び意見

(1) 事業の内容

放課後児童健全育成事業とは、児童福祉法第6条の3第2項の規定に基づき、小学生の保護者が労働等により昼間家庭にいないものに、政令で定める基準に従い、授業の終了後に児

童厚生施設等を利用して、適切な遊びや生活の場を与えて、その健全育成を図る事業であり、那覇市が当該事業を実施することに特段指摘すべき事項はない。

(2) 成果指標

＜意見①＞成果指標が設定されていない

上記 8. に記載の通り、現時点において、詳細な成果指標は設定されていない。詳細な成果指標が設定されていないと、『事業の効果測定』や『事業実施上の課題抽出・次年度以降の改善』といった、いわゆる PDCA サイクルを適切に実施することが難しい。

したがって、適切な成果指標を設定する必要がある。本事業の実施が放課後児童クラブの新設により児童クラブ待機児童の解消に資することを踏まえると、「児童クラブの待機児童数」や本事業実施による「放課後児童クラブ定員の増加数」等を成果指標とし、最終的に待機児童の解消を目指すことが考えられる。

(3) PDCA サイクル

① 効果検証 (C)

8. に記載のとおり、詳細な成果指標が設定されていないため、事業の効果を適切に評価する仕組みが構築されているとは言い難い。

なお、令和 2 年度は神原小学校児童総数 375 人のうち 104 人が放課後児童クラブを利用していたが（利用率 27.7%）、令和 3 年度は利用率 25.6%（児童総数 363 人のうち、利用者数 93 人）と若干利用率が低下しており原因について担当課に質問したところ、「神原小学校の児童総数が減ったことに加え、外的要因（児童ディサービス新規開設等の児童福祉施設の増加やコロナ禍で留守番ができる児童が増えた、等）も影響しているものと考えられる」とのことであった。

また、担当課によれば、本事業の効果として、「定員数が増加したこと」及び「児童 1 人当たりの施設面積が増加したこと」をあげている。

【令和 2 年度と令和 3 年度の面積比較】

	専用区画	定員 (専用区画÷1.65 m ²)	利用者数	1 人当たり の面積
令和 2 年度	110 m ²	66 人	70 人	1.57 m ²
令和 3 年度	120 m ²	72 人	65 人	1.84 m ²

この点、確かに定員数や児童 1 人当たりの施設面積は増加しているが、一方で利用者数は減少しており、一概に本事業の効果があったと判断できる状況にはなっていない。したがって、詳細な成果指標を設定し、成果指標の達成度に基づく事業の効果検証が必要になると考えられる。

② 改善（A）

8. に記載のとおり、詳細な成果指標が設定されていないため、事業の課題抽出や改善活動が十分に実施されているとは言い難い。

（４） 予算の積算・執行

① 予算の積算

本事業に係る令和２年度の歳出予算内示書を査閲したところ、児童クラブ建築に関する支出であった。委託料、工事請負費については、９.（５）及び（６）参照のこと。

② 予算の執行

令和２年度の本事業予算が 52,462 千円であったのに対し、予算執行額は 51,291 千円で執行率は 97.8％であった。特段指摘すべき事項はない。

（５） 委託契約（工事監理業務）

① 契約の概要

契約先	AD 設計工房・設備研究所共同企業体
契約方法（入札、随意契約）	１者随意契約
契約期間	令和元年 9 月 27 日～令和 3 年 3 月 12 日
委託開始時期（委託通算年数）	令和元年度（通算 2 年）
予定価格	20,550,200 円
落札率	97.6%
参加者数	１者
予定価格積算方法	沖縄県土木建築部が公表している建築設計業務等積算基準に基づき積算
随意契約理由	地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号（その性質又は目的が競争入札に適しないとき）

② 業者選定方法の妥当性

<指摘①>随意契約の理由が不十分

１者随意契約で業者を選定している。これは、「監理業務は設計内容を熟知している者に行わせることで、随時変化する現場の施工状況に応じ、迅速かつ的確に対応し、確実かつ円滑な施工を確保できる（以上、随意契約理由書より）」ことから、設計業務を行った事業者との 1 者随意契約としたものである。

しかしながら、実施設計者と工事監理を敢えて別にする方法（第三者監理方式）が存在す

るにもかかわらず、第三者監理方式の選択肢を十分に検討することなく、設計者を工事監理者として選定してしまっている。設計者と工事監理者を同一とする方法と区分する方法では、それぞれメリット・デメリットが存在するため、必ずしも第三者監理方式を原則的な方法とする必要は無いかもしれないが、少なくとも第三者監理方式の選択肢を十分に検討せずに、随意契約により設計者を工事監理者として選定すべきではない。随意契約理由書に記載された内容は、工事監理業務全般に当てはまる内容である。したがって、これをもって随意契約の理由とするのは不十分であり、地方自治法施行令 167 条の 2 で定める随意契約が可能な要件を満たしていない可能性がある。

第三者監理方式を原則的な方法としている省庁（国土交通省）や地方公共団体（彦根市、北秋田市）が存在するため、これらの事例や、設計者と工事監理者を同一とする方法と区分する方法のそれぞれのメリット・デメリット等を検討の上、本事業における取扱いのみならず、全庁的に工事監理を委託する場合の取扱いを検討されたい。

③ 積算方法の妥当性

沖縄県土木建築部が公表している「建築設計業務等積算基準」、「設計業務委託等技術者単価について（通知）」に基づき積算している。那覇市は以前より沖縄県が公表している積算基準を採用している。担当者によると県内の市町村はいずれも同基準を使用しているようである。委託料算定書が当該基準に従い適切に算定されていることを確認した。以上より、特段指摘すべき事項はない。

（６）請負工事契約

① 契約の概要

契約先	丸元建設・仲村組・久工務店共同企業体
契約方法（入札、随意契約）	制限付一般競争入札
契約期間	令和元年 12 月 2 日～令和 3 年 3 月 26 日
予定価格	787,820,000 円
落札率	100%
参加者数	1 者
予定価格積算方法	沖縄県土木建築部が公表している建築工事積算基準に基づき積算

② 業者選定方法の妥当性

制限付一般競争入札方式で業者を選定している。具体的には、主任技術者は一級建築士または一級建築施工管理技士の資格を有することを要件としている。入札参加資格を設定することは地方自治法施行令第 167 条の 5 において、「普通地方公共団体の長は、前条に定め

るもののほか、必要があるときは、一般競争入札に参加する者に必要な資格として、あらかじめ、契約の種類及び金額に応じ、工事、製造又は販売等の実績、従業員の数、資本の額その他経営の規模及び状況を要件とする資格を定めることができる」と規定している。今回の入札においても資格要件が必要であると判断し制限付一般競争入札方式を採用しており、特段指摘すべき事項はない。

③ 積算方法の妥当性

沖縄県土木建築部が公表している「建築工事積算基準」、「設計業務委託等技術者単価について（通知）」に基づき積算している。那覇市は以前より沖縄県が公表している積算基準を採用している。担当者によると県内の市町村はいずれも同基準を使用しているようである。工事設計書が当該基準に従い適切に算定されていることを確認した。以上より、特段指摘すべき事項はない。

46. 放課後児童クラブ利用料軽減事業

1. 事業の概要

(1) 担当部課

こどもみらい部 こども政策課

(2) 事業の目的

放課後児童クラブを利用する児童扶養手当受給世帯や生活保護受給世帯等の経済的負担軽減を行うことで、放課後児童クラブを利用しやすくし、児童の健全育成を図るほか、保護者の就労支援及び子育て支援につなげる。

(3) 事業の内容

放課後児童クラブを利用する児童扶養手当受給世帯や生活保護受給世帯へ月額保育料の半額（上限 5,000 円）を補助する。

2. 那覇市まち・ひと・しごと創生総合戦略上の位置付け

該当なし。

3. 那覇市総合計画上の位置付け

『施策 21 すべてのこどものそれぞれの時期に適した居場所のあるまちをつくる』における事業に位置付けられている。

4. 関連する主な事業計画

（那覇市まち・ひと・しごと創生総合戦略及び那覇市総合計画を除く）

那覇市子ども・子育て支援事業計画、放課後子ども総合プラン

5. 事業実施期間

平成 29 年度からの継続事業

6. 事業の実施形態

財源は県の補助金メニュー（沖縄県子どもの貧困対策推進交付金、補助率 75%）を活用した事業である。対象世帯に補助金を交付する事業で、市が直接実施している。

7. 事業費の予算額及び執行額

(1) 予算額及び執行額

(単位：千円)

	令和元年度	令和2年度	(参考) 令和3年度
予算額	25,487	23,833	26,437
国支出金	—	—	—
県支出金	19,114	17,910	19,785
うちソフト交付金	—	—	—
一般財源	6,373	5,973	6,652
その他	—	—	—
予算執行額	23,019	20,814	—
予算執行率	90.3%	87.1%	—

(2) 令和2年度予算執行額の内訳

(単位：千円)

節（予算科目）	金額	主な内容
報酬	1,692	会計年度任用職員報酬（1名）
職員手当等	275	会計年度任用職員期末手当
共済費	321	会計年度任用職員社会保険料等
負担金、補助金等	18,524	保育料の一部を補助金として交付
計	20,814	

8. 事業の活動指標・成果指標

(活動指標)

年度	利用人数
令和2年度	594名
令和元年度	586名
平成30年度	515名

※利用人数は補助金を受けた児童人数である。

(成果指標)

担当課によれば、大枠では生活困窮世帯の経済的負担軽減となるが、詳細な成果指標は設定していないとのことである。

9. 監査結果及び意見

(1) 活動指標

市では小学校入学説明会や放課後児童クラブにおいてチラシ配布による当該制度の周知活動を実施している。また児童扶養手当や生活保護費支給の際に、市の窓口においてもアナウンスしている。そのため上記 8. に記載の通り年々利用者数は増加しており、特段指摘すべき事項はない。

なお、中長期的には、貧困家庭を減らし補助金利用人数を減らすことを目指すべきであり、そのためには、貧困問題の根本解決に繋がるような事業の実施も検討するべきである。(28. こどものみらい応援プロジェクト庁内推進事業＜意見③＞参照)

(2) 成果指標、PDCA サイクル

＜意見①＞詳細な成果指標が設定されていない

上記 8. に記載の通り、現時点において、詳細な成果指標は設定されていない。本事業の目的は生活困窮世帯の経済的負担軽減であることから、該当世帯の多くが補助金を申請・受給することを成果指標と結びつける必要がある。短期的な成果指標の設定に関しては、児童扶養手当や生活保護の受給家庭の情報は市のデータベースから集計可能であるため、補助金を支給すべき児童者総数を把握し、総数に対する実際申請者数の比率を成果目標として設定することが考えられる。

一方、中長期的には、逆に貧困家庭を減らし補助金利用人数を減らすことを目指すべきである。

(3) 予算の積算・執行

① 予算の積算

本事業に係る令和 2 年度の歳出予算内示書を査閲したところ、大半は補助金である。補助金の積算は次のとおり。

月額保育料 10,000 円×減免率 50%×対象者数 434 名×12 か月＝26 百万円

＜意見②＞予算積算の根拠について

現状の予算積算方法には、以下の通り実態と乖離しているという問題点があるため、適切に算定されたい。

- ・ 月額保育料 10,000 円は、保育料の最高額であり、保育料の平均額 6,400 円と乖離している。
- ・ 対象者数 434 名は、令和元年 6 月時点の補助金申請者数であるが、令和 2 年度の利用人数 594 名と乖離している。

なお、令和 3 年度の歳出予算内示書（当初予算）を確認したところ、積算方法は次の通り

であり、改善されていた。引き続き適切に積算されたい。

平均補助額 3,200 円×対象者数 619 人×12 か月＝23 百万円

※ 対象者数 619 人は、令和 2 年度利用実績 594 名をもとに増加見込み数を加算して算定している。

② 予算の執行

令和 2 年度の本事業予算が 23,883 千円であったのに対し、予算執行額は 20,813 千円で執行率は 87%であった。理由は、新型コロナウイルスの影響により家庭保育の協力依頼を行ったことにより、学童の利用率が下がったためであり、特段指摘すべき事項はない。

(4) 補助金

① 交付目的

放課後児童クラブを利用する児童扶養受給世帯や生活保護受給世帯等の経済的負担軽減を図るため。

② 申請、決定、交付の手続

補助金対象となる保護者は、放課後児童クラブに受給資格を確認出来る資料（児童扶養手当受給世帯であれば、児童扶養資格証写し）と利用料軽減事業利用開始申込書を提出する。放課後児童クラブは利用料軽減事業対象者個別明細表を集計し、市に補助金交付申請書を提出する。市では、申請資料に誤りがないか確認のうえ、補助金交付決定通知書により事業者へ通知する。

サンプルベースで上記書類を閲覧したが、交付要綱に従い、適切に事務が執行されており、特段指摘すべき事項はない。

③ 補助金の交付時期

市は 7 月に交付要綱に従い補助金を概算払いしているため、年度末において実績報告書に基づき精算を行っている。市では、申請資料に誤りがないか確認のうえ、補助金確定通知書により事業者へ通知する。

サンプルベースで上記書類を閲覧したが、交付要綱に従い、適切に精算事務が執行されており、特段指摘すべき事項はない。

④ 事業実施後の実績報告

事業年度終了後、放課後児童クラブは実績報告を作成する。なお、申請時には受給対象であったがその後も引き続き受給対象になっていることを確認するための資料も添付させている。例えば、児童扶養手当受給者が再婚等により対象から外れていないか等を確認する。

サンプルベースで実績報告書を閲覧したが、特段指摘すべき事項は無い。

47. 保育士正規雇用化促進事業

1. 事業の概要

(1) 担当部課

こどもみらい部 こどもみらい課

(2) 事業の目的

保育士の正規雇用化を図る保育事業者を支援することにより、保育士の新規確保及び離職防止を図り、待機児童解消に必要な保育士を確保するもの。

(3) 事業の内容

保育士を正規雇用した園に対し雇用前の内容に応じてそれぞれ補助する。

・非正規から正規へ転換：1人当たり 42,000 円×正規雇用月数

・新規採用：1人当たり 25,000 円×正規雇用月数

平成 30 年度実績：新規採用 12 人、非正規から正規化 42 人

令和元年度実績：新規採用 34 人、非正規から正規化 37 人

令和 2 年度実績：新規採用 29 人、非正規から正規化 28 人

2. 那覇市まち・ひと・しごと創生総合戦略上の位置付け

該当無し。

3. 那覇市総合計画上の位置付け

『施策 21 すべてのこどものそれぞれの時期に適した居場所のあるまちをつくる』における事業に位置付けられている。

4. 関連する主な事業計画

(那覇市まち・ひと・しごと創生総合戦略及び那覇市総合計画を除く)

那覇市子ども・子育て支援事業計画

5. 事業実施期間

平成 29 年度からの継続事業。

6. 事業の実施形態

保育士の正規雇用化や新規正規雇用により保育士正規雇用率の上昇を図る認可保育所等に対して補助を行うことで、正規雇用化を促進し、保育士の処遇向上及び定着促進を図るものである。

補助率は、令和元年度までは沖縄県 10/10（沖縄県の一般財源）であったが、令和 2 年度より沖縄県 9/10、那覇市 1/10 となっている。

7. 事業費の予算額及び執行額

(1) 予算額及び執行額

(単位：千円)

	令和元年度	令和 2 年度	(参考) 令和 3 年度
予算額	28,823	24,420	26,844
国庫支出金	—	—	—
県支出金	28,823	21,969	24,159
うち、ソフト交付金	—	—	—
一般財源	—	1,751	2,685
その他	—	700	—
予算執行額	28,648	21,970	—
予算執行率	99.4%	90.0%	—

(2) 令和 2 年度予算執行額の内訳

(単位：千円)

節（予算科目）	金額	主な内容
負担金、補助金及び 交付金	21,970	補助金

8. 事業の成果指標

指標	目標値	実績値
保育士の離職防止	—	—

※「子ども・子育て支援事業計画」における保育士確保に関する「保育士の離職防止」を成果目標としている。数値目標及び年度ごとに限定した目標は無いが、各保育所等の定員人数分の児童を受け入れられるよう、必要数の保育士を確保すること、その処遇を改善することを目標としている。

9. 監査結果及び意見

(1) 成果指標

上記 8. のとおり、成果指標は具体的かつ客観性に欠けるため事業の効果を測るのは困難である。この点、後述する (2) ①を参照されたい。

（２） PDCA サイクル

① 効果検証（C）

＜意見①＞成果指標に改善の余地がある

定量的な成果指標が設定されていないこととあいまって、本事業に係る PDCA は適切に実施されていない。

正規雇用への転換時や新規採用時においては、本事業が資する面は大きいと考えられる。一方、事業目的である離職防止の観点からは、補助対象者の勤務継続の状況が重要となるが、平成 29 年度以降、各年度の補助対象者の勤務継続状況について検証されていない。

事業の効果検証のため、補助対象者の勤務継続状況を把握するとともに、合わせて離職理由について情報収集・分析・課題抽出したうえで本事業はもとより他の保育士確保を目的とした事業へフィードバックする体制を構築することで、保育士の離職率低下に資する事業を効果的に実施されたい。

② 改善（A）

上記（２）①を参照されたい。

（３） 予算の積算・執行

① 予算の積算

本事業に係る令和 2 年度の歳出予算内示書を査閲したところ、事業者に対する補助金の積算額については「（沖縄県）保育士正規雇用化促進事業補助金交付要綱」、「（沖縄県）保育士正規雇用化促進事業実施要領」、「那覇市保育士正規雇用化促進事業補助金交付要綱」、「那覇市保育士正規雇用化促進事業実施要綱」に基づき適切に算定されていた。

② 予算の執行

令和 2 年度の本事業予算 24,420 千円であったのに対し、予算執行額 21,970 千円となった。補助申請の計画未達による不用額である。

補助金の給付は、関連する補助金交付要綱に基づき適切に給付されていた。

（４） 補助金

① 交付目的

保育士の正規雇用化や新規正規雇用により保育士正規雇用率の上昇を図る認可保育所等に対して補助を行うことで、正規雇用化を促進し、保育士の処遇向上及び定着促進を図る。

② 申請、決定、交付の手続

交付要綱に基づき、適切に実施されていた。

③ 補助金の交付時期

交付要綱に基づき、適切に実施されていた。

④ 事業実施後の実績報告

交付要綱に基づき、適切に実施されていた。

⑤ 効果測定

上記 9. (1)、(2) を参照されたい。

48. 放課後児童支援員等の処遇改善事業

1. 事業の概要

(1) 担当部課

こどもみらい部 こども政策課

(2) 事業の目的

放課後児童クラブに勤務する支援員等の処遇改善に取り組むとともに、放課後児童健全育成事業の質の向上等、児童の安全・安心な居場所を確保し、次世代を担う児童の健全な育成に資することを目的とする。

(3) 事業の内容

本事業は放課後児童クラブに対し、同クラブに勤務する支援員等の処遇改善（給与支給額の増額）に必要な費用の一部を補助することを内容とする。（令和2年度からクラブ単位から支援の単位への補助へ変更している）

なお、補助金支給額の算定方法は、子ども・子育て支援交付金交付要綱（厚生労働省）において次のように定められており、補助金交付額は基準額と補助対象経費の少ない方の額が支給額となる。

	基準額	補助対象経費
(1) 家庭、学校等との連絡及び情報交換等の育成支援に従事	1,677,000 円	事業実施に必要な経費（給料、手当、等）
(2) (1)の「家庭、学校等との連絡及び情報交換等」に加え、地域との連携・協力等の育成支援に従事する常勤職員を配置	3,158,000 円	

また、補助対象経費となる賃金改善額は、次のように算定される。

(ア) 支援員毎に「令和2年度における賃金支給額－当該児童クラブで従事する支援員の平成25年度の賃金支給額」の算定式により、賃金改善額を算定

(イ) 支援員毎の賃金改善額を合計することで、支援単位全体の賃金改善額を算定

2. 那覇市まち・ひと・しごと創生総合戦略上の位置付け

該当なし。

3. 那覇市総合計画上の位置付け

『施策 21 すべてのこどものそれぞれの時期に適した居場所のあるまちをつくる』における事業に位置付けられている。

4. 関連する主な事業計画

(那覇市まち・ひと・しごと創生総合戦略及び那覇市総合計画を除く)

那覇市子ども・子育て支援事業計画

5. 事業実施期間

平成 30 年からの継続事業

6. 事業の実施形態

本事業は、放課後児童クラブの支援員給与増額部分に対し補助金を交付する事業である。
国庫支出金及び県支出金（いずれも子育てのための子ども・子育て支援交付金）に加え、市の一般財源も利用している。

7. 事業費の予算額及び執行額

(1) 予算額及び執行額

(単位：千円)

	令和元年度	令和 2 年度	(参考) 令和 3 年度
予算額	138,668	224,718	238,134
国庫支出金	46,223	74,906	79,378
県支出金	46,223	74,906	79,378
うち、ソフト交付金	—	—	—
一般財源	46,222	74,906	79,378
その他	—	—	—
予算執行額	136,850	209,552	—
予算執行率	98.7%	93.3%	—

(2) 令和 2 年度予算執行額の内訳

(単位：千円)

節（予算科目）	金額	主な内容
負担金、補助金及び 交付金	209,552	放課後児童クラブに対する補助金

8. 事業の成果指標

指標	目標値	実績値
放課後児童クラブ利用児童数	4,919 人	4,895 人
放課後児童クラブ施設数	94 施設	98 施設
放課後児童支援員等の賃金上昇	(目標値は設定されていない)	平均時給：14 円減 平均月給：7,112 円増 (令和2年度実績)

※ 那覇市子ども・子育て支援事業計画に記載された成果指標が放課後児童クラブ利用児童数及び施設数であり、担当課へのヒアリングにより確認した成果指標が放課後児童支援員等の賃金上昇額である。

※ 令和2年度における放課後児童支援員等の賃金上昇額実績値は、県の調査結果による。

9. 監査結果及び意見

(1) 成果指標

<意見①>成果指標に改善の余地がある

那覇市子ども・子育て支援事業計画においては、本事業（支援事業計画上の名称は「放課後児童健全育成事業」であるが、本事業は「放課後児童健全育成事業」の細目事業である。）の令和2年度単年度の成果目標を、放課後健全育成事業の量の見込（全学年の児童数）と確保の見込（児童クラブの登録者数）で示しており、「量の見込み 5,547 人、確保の見込み 4,919 人、確保方策（施設数）94 施設」としている。

本事業により支援員の処遇改善率が上がれば、より質の高い児童支援に繋がると考えられることから、上記は成果目標として一定の合理性が認められる。

しかし、放課後児童クラブ利用児童数及び施設数は、放課後児童健全育成事業全体に関連する成果指標であるため、放課後児童健全育成事業の細目事業である本事業の効果を端的かつ直接的に測る成果指標についても、上記とは別に設定する必要がある。

この点、担当課によると、本事業に関する年度ごとの成果目標は「放課後児童支援員等の賃金上昇」及び「職員確保ができて、放課後児童クラブが関連する法令等の趣旨に沿った活動ができる」とのことであるが、本事業の目的は放課後児童支援員等の処遇改善であることを踏まえると、「放課後児童支援員等の賃金上昇」を成果指標とすることは一定の合理性が認められる。

ただし、現状、「放課後児童支援員等の賃金上昇」の実績値を集計するにあたって、県の調査結果を利用しているが、職員の平均賃金上昇が本事業の直接的効果といえるかは疑問である。県の調査対象者には本事業による補助を受けていない者も含まれるためである。補助金支出先児童クラブの賃金がどれくらい上昇したかどうかについては、児童クラブごと

に実績として給与増加額を算定しているので、児童クラブの処遇改善率又は処遇改善額は算定可能であるはずである。従って、補助金支出先児童クラブの処遇改善率又は処遇改善額を成果指標とすべきである。

また、現状、「放課後児童支援員等の賃金上昇」という成果指標について具体的な目標値が設定されていない。具体的な数値を成果目標として設定しなければ、効果検証及び改善について検討することは困難であるから、例えば、補助金支出先の処遇改善額の目標額を定めて、当該要件を満たした施設数の割合について成果指標の目標値として設定する等、具体的な数値による成果目標を設定すべきである。

（２） PDCA サイクル

① 効果検証（C）

令和２年度に実施された本事業の効果については、那覇市子ども・子育て支援事業計画におけるPDCAサイクルにおいて検証されている。

令和２年度の事業実施の効果検証の結論については、担当課であるこども政策課においては成果目標が「児童クラブ数 94 クラブ、登録者数 4,919 人」であるのに対し、実績は「児童クラブ数 98 クラブ、登録者数 4,895 人」であることから、効果が十分に認められたと結論付けられていた。

もっとも、上記（１）のとおり、成果指標自体に改善の余地があるため、現状の成果指標に基づき効果検証をしても不十分であり、改善後の成果指標に基づき効果を測定する必要がある。

② 改善（A）

令和２年度における那覇市まち・ひと・しごと創生総合戦略アクションプラン（検証）には、「放課後児童クラブの充実を図り、児童が安全安心に過ごせる環境の整備を維持するとともに、令和５年度までに待機児童の解消ができるよう取り組む」と記載されている。

繰り返しになるが、成果指標自体に改善の余地があるため、現状の成果指標に基づき改善活動をしていても不十分であり、改善後の成果指標に基づき改善活動を実施する必要がある。

（３） 予算の積算・執行

① 予算の積算

本事業に係る令和２年度の歳出予算内示書を査閲したところ、事業者に対する補助金の積算額については「子ども・子育て支援交付金交付要綱」に基づき適切に算定されていた。

② 予算の執行

令和２年度の本事業当初予算が 224,718 千円であったのに対し、予算執行額は 209,552 千円となり、執行残は 15,166 千円であった。執行残の理由は、補助金の給付残である。

（４） 補助金

① 交付目的

上記１．（２）記載のとおりである。

② 申請、決定、交付の手続

放課後児童健全育成事業補助金に係る補助金交付要綱、補助金交付要領、補助金交付申請書、補助金交付決定通知書、補助事業実績報告書、補助金交付確定通知書をサンプルで閲覧したところ、特に問題となる事項は発見されなかった。

③ 補助金の交付時期

補助金の交付時期について、特段指摘すべき点は発見されなかった。

④ 事業実施後の実績報告

放課後児童健全育成事業補助金に係る補助事業実績報告書、補助対象経費に係る根拠資料及び市の検査調書をサンプルで閲覧したところ、以下の事項が発見された。

<意見②>

1. 資料の入手漏れがある

放課後児童健全育成事業実施要綱（厚生労働省）別添 6 第 4 項によれば、放課後児童支援員等処遇改善等事業の実施要件が記載されており、補助金の交付を希望する放課後児童クラブは当該実施要件に基づきクラブを運営する必要がある。

ここで、市は、各児童クラブが実施要綱に定める要件に則した運営をしているかどうかについて、実施要件を満たしているかどうかの自己チェックリストを提出してもらうとともに、実施要件を満たすために児童クラブ側が作成しなければいけない資料のコピーを提出してもらうことで、実施要件の充足状況を確認している。

しかしながら、一部資料について児童クラブから資料を提出されないまま、検査を終えていた。具体的には、日誌（児童クラブ全体の状況に加え、その日気になった出来事や気になった児童の様子などを記入するもの）が提出されていない児童クラブが存在した。

児童クラブが実施要件を満たしているかどうかを確認することは重要であるため、資料は漏れなく入手されたい。

<指摘①>

2. 資料の内容確認が不十分

補助対象経費となる賃金改善額は、１．（３）に記載のとおり、支援員毎に「A:令和 2 年度における賃金支給額－B:当該児童クラブで従事する支援員の平成 25 年度の賃金支給額」の式により算定した額を合算することになっている。

しかしながら、監査人が賃金改善額資料の内容を確認したところ、A について実際支給額ではなく支給予定額を使用している児童クラブが存在したが、市はこのような状況を検査で発見し修正を指導できていない。

また、A について、給与台帳上の給与支給額（＝実際支給額）を大きく上回る金額となっており、賃金改善額が正しく算定されているとは判定できない資料となっていた児童クラブが存在したが、市はこのような状況を検査で発見できておらず、当該資料に基づき補助金を交付してしまっている。

以上の状況を踏まえると、現状では賃金改善額が実際支給額に基づき適切に算定され、補助金交付額が適切に算定されていることについて、市の検査において十分に確認できている状況とは言えず、那覇市補助金等交付規則第 13 条に規定されている補助金の検査義務を十分に果たしているとは言い難い。

市は、賃金改善額を実際支給額により算定することを徹底するよう児童クラブ側に指導するとともに、検査時においては、実際支給額であることを給与台帳等の根拠資料により確認することが必要である。

<意見③>

3. 賃金改善額の算定の根拠が不明確

前述のとおり、賃金改善額は「A：令和 2 年度における賃金支給額－B：当該児童クラブで従事する支援員の平成 25 年度の賃金支給額」の式により算定される。

ここで、監査人が B の数値に関する根拠資料の提出を求めたところ、児童クラブにおける平成 25 年度の給与台帳が提出されたが、平成 25 年度当時に在籍していなかった支援員に係る B の数値の根拠については、平成 25 年度の給与台帳を見ても不明確であった。

B の数値は、補助対象経費である賃金改善額を算定するために必要な重要な数値であるため、数値算定の根拠が曖昧なままでは、賃金改善額が合理的に算定されているかどうか判断することができず問題である。

市は、B の数値の根拠を明確にするよう児童クラブに指導し、必要に応じて検査時に数値の根拠を確認すべきである。

なお、厚生労働省の「放課後児童健全育成事業に係る Q & A（平成 28 年 3 月 11 日現在）」の No. 21 によれば、平成 25 年度当時に在籍していなかった支援員については、『平成 25 年度に同程度の経験や能力等を有する職員を雇用した場合の賃金水準』を B の数値として算定することが記載されているため、参考にされたい。

<指摘②>

4. 役員給与について

放課後児童健全育成事業実施要綱別添 6 第 5 項（2）によれば、「本事業の趣旨に鑑み、経営に携わる法人の役員である職員については、原則として、本事業の対象とならない」と

規定されている。

また、厚生労働省の「放課後児童健全育成事業に係るQ & A（平成 28 年 3 月 11 日現在）」の No. 23 によれば、役員が支援員を兼任している場合であっても、原則として本事業の対象にならず、本事業の対象となるのは、役員が実質的に給与決定権を持っていない場合等に限定されることになる。

【放課後児童健全育成事業に係るQ & A（平成 28 年 3 月 11 日現在） No. 23 抜粋】

＜質問＞

「5 対象事業の制限等」について、「(2) 経営に携わる法人の役員である職員については本事業の対象とはならない」と記載があるが、法人の役員が、直接育成支援に携わる放課後児童支援員等を兼任している場合であっても対象外となるのか。

＜回答＞

平成 27 年度は、役員（理事、幹事）は、給与規定や処遇等を決定する経営に携わる者であるため、放課後児童支援員等と兼任であっても、放課後児童支援員等処遇改善等事業の対象とはならない（役員報酬の有無を問わず）こととしていたところである。

しかしながら、放課後児童クラブの運営実態に鑑み、平成 28 年度においては、原則としては、平成 27 年度の取扱いと同様としつつも、放課後児童支援員等が役員を兼ねており、かつ、放課後児童クラブの運営内容や放課後児童支援員等の賃金体系、処遇等については、理事会等の合議制により決定している場合など、当該役員に実質的な給与決定権がなかったり、当該役員と他の役員ではない放課後児童支援員等が平等に給与決定権を有している場合等については、当該役員である放課後児童支援員等は本事業の対象とする予定である。

しかしながら、単に役員と支援員を兼務していることのみをもって、役員給与の改善額を本事業の補助対象経費に含めている児童クラブが存在した。市は、当該役員給与について、上記の放課後児童健全育成事業に係るQ & Aの趣旨に照らして、本事業の補助対象経費に含めて良いかどうかを検討しておらず、那覇市補助金等交付規則第 13 条に規定されている補助金の検査義務を十分に果たしているとは言い難い。

市は、上記の放課後児童健全育成事業に係るQ & Aの趣旨を十分に理解して、その趣旨を児童クラブへ指導するとともに、役員給与が本事業の補助対象経費に含まれている場合には、役員報酬決定時の取締役会又は株主総会等の議事録を入手する等して、当該役員に給与決定権が無いことを確かめる必要がある。

次に、放課後児童健全育成事業に係るQ & Aには明記されていないものの、その趣旨を踏まえた監査人の私見を記載するため、市でも検討いただきたい。

- ・ 法人の意思決定機関（取締役会、株主総会、理事会、等）の過半数が同族の者で占めら

れている場合には、意思決定機関は同族役員が支配していることになるため、同族役員の給与は実質的に自己が決定権を有している状況である。したがって、放課後児童健全育成事業に係るQ & Aの趣旨に照らすと、意思決定機関の過半数が同族の者で占められている法人においては、同族役員の給与について意思決定機関の合議で決定したとしても、本事業の補助対象経費に含めるべきではないと考える。

- ・ 支援員の中に役員と生計を一にする同族者が存在する場合、当該支援員の給与は実質的に役員給与と同一であると考えられることから、役員と生計を一にする支援員に対する給与を本事業の補助対象経費に含むかどうかについては、慎重に判断する必要があると考える。例えば、役員の同族者たる支援員の賃金改善額は、役員の同族者ではない支援員の賃金改善額と同程度までしか本事業の補助対象経費とは認めない、等の取り扱いが考えられる。

<指摘③>

5. 事業者からの情報に誤りがある

4. で記載したとおり、役員給与は原則として本事業の補助対象経費に含まないため、賃金改善額に含まれる支援員が運営法人の役員であるかどうかを判断することは、本事業において重要である。

ここで、サンプルで資料を閲覧した児童クラブのうち、運営法人の代表取締役と同性の支援員が3名存在し、当該支援員の給与改善額が本事業の補助対象経費に含まれていたため、当該支援員が役員なのか従業員なのかを担当課に質問したところ、「雇用契約を締結している従業員である」との回答を得た。しかしながら、監査人が運営法人の登記簿謄本を入手して確認したところ、支援員3名中2名は取締役として登記されていることが判明した。

そのため、取締役である支援員2名の給与については、当該取締役に実質的に給与決定権が無いことを確かめる必要があったが、市はそのような確認を行っておらず、結果として、放課後児童健全育成事業に係るQ & Aに定める要件を確認することなく、役員給与を補助対象経費に含めてしまっており問題である。

このように、事業者から提供される情報は、残念ながら誤りが含まれることもある。したがって、市は検査時において、事業者から提供される情報が誤っている可能性を念頭に置きながら慎重に検査を実施する必要がある。したがって、単に質問だけで検査を終わらせるのではなく、可能な限り資料を入手し、客観的な根拠に基づいて事実認定を行う必要がある。

また、中小法人においては役員を同族者が占めることはよくある状況であるため、役員と同性の支援員が存在する場合は、当該支援員が役員である可能性を念頭に置いた上で検査すべきである。

<意見④>

6. 本事業実施上の課題及び課題解消策の提案

前述の 1.～5.に記載のとおり、主に実績報告書の提出及び実績報告書に対する市の検査において、多数の課題が発見された。理由毎に大別すると、以下のように区分されることが考えられる。

イ) 担当課及び事業者が、関連する法令や厚生労働省からの通知を十分に理解していないことにより生じる問題

- ・ 役員と使用人を兼務している支援員の給与改善額について、十分な確認及び検討を行うことなく補助対象経費に含めている。(4.)

ロ) 質の高い深度ある検査が実施されていないことにより生じる問題

- ・ 資料の入手漏れがある状態で、検査を完了してしまっている。(1.)
- ・ 資料の内容確認が不十分なままで、検査を完了してしまっている。(2.)
- ・ 賃金改善額の算定の根拠が不明確な状態で、検査を完了してしまっている。(3.)
- ・ 事業者からの情報に誤りがあることに気付かず、検査を完了してしまっている。(5.)

ハ) 担当課における人的リソースの不足

上記のように、関連する法令等の理解不足や深度ある検査が実施されない根本原因の一つとして、担当課における人的リソースが不足していることが考えられる。この点、担当課に質問したところ、「児童クラブ数が年々増加傾向にあるため、一人当たりの業務量が増加している」とのことであった。

市の財政状態が厳しいこともあり、容易に人員を増加できないという事情は理解できるが、一方で、今回の監査において問題点が多数発見されており、このような状況は放置できないと考えられるため、担当人員の増加や一部業務の外注等を検討することも考えられる。

これらの問題点を解消するためには、担当課及び事業者が、関連する法令や厚生労働省からの通知を十分に理解する必要があるとともに、担当課がより質の高い深度ある検査を実施する必要がある。

具体的な提言は、「22. 児童クラブ運営補助金 9.(4)④ 6.」に記載しているため、参照されたい。

⑤ 効果測定

上記 9.(2)記載のとおりである。